

【西宮市参画と協働の推進に関する条例】
 検証結果とりまとめ資料

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

<検証結果>

- 条文の内容は適正であり、条文改正の必要はない。
- 条文の改正について検討が必要である。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

<検証結果>

- 条文の内容は適正であり、条文改正の必要はない。
- 条文の改正について検討が必要である。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

<委員会意見>

- ・西宮市の制度や取組が他市と比較して遜色ないという点については、条例が施行されて10年以上の歴史が積み重ねられていることが大きい。条例があることで行政が動き、行政が動くことでレガシーが多く残され、それが今の市民と行政を作っている。そのような意味で条例の持つ意味は大きく、有効な条例であると言える。
- ・市民が知恵や労力を提供してくれることで、行政だけでは煮詰まっていた課題の解決につながるということもある。総合計画にも参画協働が横串として入っているはずであり、行政の文化として参画協働に取り組んでいただきたい。
- ・「宮っ子」は市民にとって身近なことを広報するのに適している。「宮っ子」を積極的に活用してはどうか。

<検証結果>

- 条文の内容は適正であり、条文改正の必要はない。
- 条文改正について検討が必要である。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

<委員会意見>

- ・シチズンシップをいかに高めていくかが重要なポイントである。
- ・市民としての責務を感じながら行政運営に関わる、あるいは目配りをしていくような市民が増えていけば、それに応じて行政側も反応していくものである。
- ・18歳からの参政権が付与されたこともあり、10代の方も市政を自らの問題と捉えていくことが今後大事になっていく。若い人たちがそのような意識を持って市政に関わっていくことが、強力なシチズンシップの向上につながる。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

<取組状況等>

- ・市は、条例に基づき、市民等による市政への参画や市民等との協働の機会確保に取り組んでいる。
- ・市は、参画と協働を推進する担当部署（市民協働推進課）を設置し、意見提出手続や協働事業提案手続などの各種制度を整備している。また、例年、参画と協働をテーマにした市民向けの講演会や市職員対象の研修会を開催している。
- ・参画と協働の各取組については、市ホームページ等を通じて、事前周知や取組状況、実施結果の報告等が行われている。

<委員会意見>

- ・ホームページは公平や公正の点では有効であるが、問題解決や手続き等に関する情報の取得という目的を持ってホームページにアクセスする人が多いので、目的以外の情報がランダムに並んでいたとしても、その情報にはたどり着きにくい。そのような意味で、ホームページがすべてを解決するという考え方は、市民の姿を見えなくさせる、あるいは市の活動を見えなくしてしまう。高齢者への対応や、パソコンを含む機器・機材の問題もあるため、ホームページに過度な期待を置くのはどうか。
- ・ホームページは受動的であり、発信力という点では弱いことから、LINE 等を利用して情報を発信する自治体もある。市民が受け入れやすい発信ツールが必要である。
- ・参画協働に関する研修を実施していることは評価できるが、個に対するアプローチにとどまっていたり、その結果を水平展開できていないのではないかと懸念される。研修の受講者が人事異動等で職場からいなくなることも想定されるため、個へのアプローチだけでは、市役所の風土や文化に参画協働がいつまで経っても定着しないと思われる。参画協働の研修を実施する際は、各部又は各課から必ず参加してもらい、研修後は所属に戻って水平展開を行うなど、市役所という組織が仕組みとして行うことで広がっていくと考えられる。職員研修の水平展開にあたっては、貴重な研修機会を可能な限りみんなで共有できる仕掛けが必要であり、工夫次第で様々な可能性がある。そこに知恵を絞るのが行政の組織運営の面白さである。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続（以下「意見提出手続」という。）を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃
- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案（同項第6号に掲げる事項についての案を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
- (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
- (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

《参考資料 P1～P3》

<取組状況等>

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際に、規定に基づき意見提出手続が実施されている。
- ・条例に基づく取組（募集期間30日以上、市の考え方の公表）に加え、意見提出につなげるための各種取組（分かりやすい資料づくり、概要版の作成、意見提出方法の拡充など）が行われている。
- ・前年度に実施された案件について当委員会が評価・検証を行い、その結果を庁内向けの「意見提出手続運用マニュアル」に反映することで、効果的な運用に向けた仕組みが構築されているが、形式的な実施にとどまっている案件も一部見受けられる。
- ・市民対象のアンケート結果によると、「意見提出手続の名前も聞いたことがない」が54.5%となっており、制度の認知度は低い。

<委員会意見>

- ・パブリックコメントの仕組みは他市と比較して遜色ないものになっている。
- ・パブリックコメント業務に対する職員の意識を高めるためのプラスアルファの運営の仕方が必要である。
- ・身近な問題や利害関係者が多い案件では提出される意見が多く、利害関係者が明確でない案件については意見が少ないという現状はなかなか変えづらいと考えられる。
- ・市民が市に対して利害関係が絡んだ要求や課題提示ばかりを行うというのではなく、また、市もパブリックコメントさえ実施しておけばいいと考えるのではなく、市民参画を通じて双方から開発的な展開が生まれてくることも必要である。
- ・市の政策に市民の意見が反映されることで、市民側からより活発な意見が出てくるようになり、それが市職員のやる気につながるという状況を、市職員と市民でいかに構築していくかが大事である。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等（以下「説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

《参考資料 P1～P3》

<取組状況等>

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際は、説明会や意見交換会など、直接市民の意見を聴く機会や意見交換の場を設けるように努めることとされている。
- ・平成28年度から令和2年度の実績では、附属機関での審議、アンケート、意見交換会、説明会等が実施されており、それらが実施された案件は全体の6割程度となっている。
- ・説明会等の実施状況は、第2項の規定に基づき、主に計画等に記載されている。

<委員会意見>

- ・市政への参加方法として、「意見を述べる」という行為は市民にとってハードルが高く、まずは行政の取組を知ってもらう必要がある。また、説明会に参加するだけでも十分な参画であり、それをきっかけにパブリックコメントでの意見につながるというのが大事である。
- ・市民と職員がざくばらんに話をする機会（懇話会など）を設けるなど、市民と職員の敷居を下げる努力が必要である。市民と行政とのコミュニケーションの中から、新たなものやこれまでになかったものが見えてくるのが行政側のやりがいとなり、市民にとっては意見交換したことが形になっていくことを実感・体験する、という流れになればよい。
- ・第5次西宮市総合計画の策定時に、地域課題や将来像について市民と市職員が意見交換を行うワークショップがあった。市民と市職員が地域課題について話し合い、課題を見つけて次のステップにつなげるという手法がとてもよかった。ワークショップへの参加体験を通じてお互いの考えがよくわかり良い関係が生まれてくる。
- ・市民と市職員との交流の場の裏側に「ワクワク感」や「楽しさ」があれば、様々な意見の交流や発信が生まれてくるのではないか。そのことが市職員にとって負担でしかないのか、あるいは新しい仕事が目の前で生まれる楽しさというものを体験できるのか、その仕分けが大事である。また、市民にとっても、かたい言葉で発信されるよりも、「一緒にやってみませんか」という呼びかけの方が、楽しいことにチャレンジしてみようという感情的な揺さぶりやワクワク感が出てくると考えられる。
- ・小さな自治体のように、職員と市民が一体であると実感できるような規模感もあると思うが、西宮市のような規模になるとそれが実感できず、何か言うと怒られるのではないか、要望されるのではないかというように、市民を怖い対象としてバリケードを張ってしまうところがある。そのような中では「聴く」ということが重要になる。市民も市職員も対等であり、お互いが西宮市を良くしていこうと頑張っている人と捉え、もっとコミュニケーションを取ったほうがよい。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「対象事項」という。）について、市民10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（以下「委員会」という。）の立会いの下で行わなければならない。

4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること（以下「政策公募手続」という。）ができる。

2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

《参考資料 P4～P5》

<取組状況等>

- ・政策提案手続では、過去に2件の提案があり、そのうち1件が採択されている。
- ・政策公募手続については、過去に実施された事例はない。
- ・先進的な制度であり、全国的に見ても類似制度を導入している事例は少ない。
- ・市職員アンケートによると、半数以上の市職員が「制度があることを知らなかった」と回答しており、市民の認知度も低いと思われる。類似制度を導入している他自治体においても、提案実績はわずかとなっている（政策公募手続はいずれの自治体においても実績なし）。

<委員会意見>

- ・条例が制定されたときにこのような制度ができたことは高く評価できる。制度の仕組みや文言としては問題なく、条文をなくすことは考えられないが、実態としてはあまり機能していない。この条文をいかにして活用していくかが重要である。
- ・市民10人以上の連署が必要という要件については、個人的な思い付きのようなアイデアも非常に大事であるが、政策となると一定の賛同者が必要というところから規定されたものと考えられる。条例

の制定・改廃にかかる直接請求(有権者の50分の1以上の署名が必要)と比べればハードルは低く、日本人に限らず住所を有する方が対象となるという意味でも利用しやすい制度と言える。

- どのような内容を提案すればいいかイメージしづらいので、過去に採択された案件について、提案内容や議論の内容に加え、最終的にどのような形で採択されたかという一連の流れをまとめた報告書があれば提案を検討する際の参考になり、実際の提案につながっていくと考えられる。また、その前提として、シチズンシップの高揚や生涯学習の裏付けから、結果的に政策提案の実績が生まれてくるというように捉えておく必要もある。
- 市職員の認知度も低いことから、まずは広げていくことが大事である。敷居が高いと感じられるかもしれないが、例えば、協働事業提案手続では、市からテーマを出す方法と市民が自由に提案する方法の両方が設けられている。政策提案手続の場合、行政が実施する政策を提言することになるが、それを協働という形に置き換えれば協働事業提案制度そのものであると捉え、市の協働事業提案制度とうまくリンクさせることができれば、面白いものができるかもしれない。協働事業の中にも、政策的な視点で取り組んでいる団体があると思うので、その部分をうまく育てていくための工夫が必要。
- 政策という形に仕上げるためには、専門的な知識や様々なノウハウ、情報等が必要であることから、それを支援する中間支援団体があることが望ましい。NPOセンターや市民活動支援センターといった組織がサポートすることで、提案内容の充実が図られる。また、生涯学習において、模擬的に政策提言を作ってみる講座があると面白い。
- 政策提案や政策公募の手続は、市民参加の 카테고리 には最終段階にあるものと言える。市民によって関心や有する技能が様々である中、単に市民に情報を公開し、あとは市民から反応があるのを待つというだけでなく、政策提案手続を必要な参画の段階と位置付けるのであれば、10人以上の連署を要件としている点を踏まえ、それに対応した市民像や提案しやすい方法、行政として組織力を持った市民への対応の仕方についての検討が必要である。例えば、市民の声の中から汲み取られた意見をもとに市民が議論し、その結果が政策提案として形になるという見込みがあれば、市としてそれに対するフォローアップや伴走の仕方を考えるなど、制度を充実させていくような動きも必要ではないか。色々な関心や関わりがある市民に対して、それぞれに応じた力点の置き方を考えていく必要がある。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており(条文の内容は適正であり)、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。

2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

《参考資料なし》

<取組状況等>

- ・意見提出手続及び説明会等については、対象事項、実施手法、日時等の情報が市政ニュースや市のホームページ等であらかじめ公表されている。
- ・「意見提出手続運用マニュアル」において、提出された意見等を十分に検討できる期間の確保や、計画等への意見の反映が呼びかけられている。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

(2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

《参考資料 P6～P8》

<取組状況等>

- ・多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、市が設置する附属機関等において、公募委員の選任や会議の公開、会議録の公表等の取組が行われている。
(選任・公開・公表しないことに合理的な理由がある場合を除く)
- ・市ホームページにおいて、附属機関等の開催時期及び公募委員の募集時期等の一覧が年度当初に公表されているほか、機関ごとに個別ページが作成され、設置概要、委員名簿、開催の事前告知、開催結果等が掲載されている。
- ・各機関の開催状況、委員数及び条例に基づく取組の実施状況等について、年1回調査が実施されており、調査結果は参画と協働の取組状況をまとめた報告書に掲載・公表されている。

<委員会意見>

①全体

- ・附属機関については条例第11条に丁寧に規定されており、それぞれの取組が適切に実現できているかが重要である。条例を適切に運用することで、附属機関の有効活用が期待できる。
- ・現在設置されている附属機関には、議論が広範にわたる機関と、専門性が高く公正性が求められる機関があるため、それぞれの扱いを多少整理してはどうか。条例の改正よりも、むしろその運用を丁寧に進めていくことが重要であり、そのことが市民ニーズに応えていくことになる。

②第1項関係（幅広い分野から適切な人材の選任、公募委員の選任）

- ・委員の年齢構成や公募制導入等のデータを見ると、適切に運用されていない部分が見受けられる。
- ・委員の年齢構成に関して、設置機関によってある程度対象年齢を絞る（子育て関係の審議会の場合、20～30歳代の年齢層を中心にする）枠組みがあってもいいのではないか。
- ・若い世代の参加を促すには、会議等を夜間や土日に開催するなどの工夫が考えられる。
- ・公募制を導入していない理由の「高度な専門性」の中にも色々とレベルがあると思われる。市民が裁判員として裁判に参加している現状を踏まえ、もう少し整理する必要がある。
- ・審議会委員向けの事前の研修機会も必要と思われる。

③第3項（会議の公開）・第4項関係（会議の開催日時・場所の事前公表）

- ・割合の高低について一概に評価することはできないが、会議を公開している機関や会議録を公表している機関の割合が3分の2程度にとどまっている。
- ・会議が公開されなければ市民はその場に参加することができず、また、開催情報を事前に公表していなければ、参加のしようがない。他市事例にあるように、附属機関の開催予定が一覧として取りまとめられたポータルサイトのようなものがあれば便利である。
- ・会議を YouTube で視聴できるようにするなど、一部の附属機関が大きくなうねりを作っていくことが期待される。

④第5項関係（会議録の作成・公表）

- ・会議資料と議事録を公開するのは当然のことである。国の審議会では会議資料がほぼ公開されている。質の高い資料もあり、議事録の公開も早い。市も公開を進めていくべきである。
- ・情報発信は重要であるが、その一方で情報過多により必要な情報が埋もれてしまうということもある。情報公開が必要なのは、私たちが何かを判断をするときに、判断するための材料の有無が重要になるからである。あらゆることについて市民が判断することは難しく、そのために市役所や議会、附属機関があるというところから考えると、判断するための情報には色々な重みづけがあってもいいと思われる。ただし、それ以外のものは隠してもいいということではない。情報公開のもう一つの作用として、アーカイブとしての情報公開という側面がある。それらすべてを情報公開としてひとくくりにするのではなく、附属機関ごとにより良い情報公開、情報発信の形を考える必要がある。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(その他の措置)

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

《参考資料なし》

<委員会意見>

- ・ 参画全体では条文を改正するような議論ではなく、いかに適切に運用していくかが重要ということになる。代議制や直接請求等で補償しきれない部分を「市民参画」という形で汲み取ることが、効果的な行政運営につながる。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

《参考資料 P9》

<取組状況等>

- ・ 条例に基づく住民投票は、要件が満たされれば実施する「常設型」ではなく、案件ごとに住民投票条例を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」とされている。
- ・ 過去に住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併を除き、住民投票が実施された事例は少ない。

<委員会意見>

- ・ 個別設置型の住民投票は、第13条の規定の有無にかかわらず実施できることから、確認の意味で規定しているものと考えられる。住民投票には法的拘束力がなく、住民投票の結果を議会や市長が受け入れなかった場合、政治的には問題があったとしても、法的な問題は生じない。その良し悪しについては過去に議論になっていたかもしれない。
- ・ 常設型の住民投票は、市民が条例制定を要望するか、市長が作ろうとするかのいずれかをきっかけに、設置に関する議論が開始されるべきものであり、設置に当たっては、市の最上位に位置付けられる自治基本条例に定めるべきものと考えられる。
- ・ 代議制や直接請求権など、住民の意見を反映させる機会は一定保障されている。一方、多数決の形を取る住民投票では、マイノリティの方々の意見を取り入れることが難しいことから、住民投票を住民の意見表明の一つの手段と考えたときに、マイノリティの意見を反映する仕組みについても参画協働では考えておく必要がある。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

《参考資料 P10～P12》

<取組状況等>

- ・コロナ禍前の令和元年度には140の協働事業が実施されていたが、令和2～3年度はコロナの影響により100前後の実施にとどまっている。
- ・主な協働の相手方は、地域団体、NPO等の非営利団体、各種協議会であり、学校や企業との協働は少ない。
- ・協働の形態としては、「委託」が最も多く、次に「共催」、「補助・助成」の順となっている。
- ・協働を円滑に進めるための必要な措置として、市民向けの講演会等と市職員向けの研修を毎年実施し、参画と協働に対する意識の醸成に取り組んでいる。

<委員会意見>

- ・市は協働を通じて何を実現しようとしているのか、どのような役割を果たそうとしているのかなど、市の協働に関する方針をもう少し明確にすべきである。協働に取り組んだ部署を対象に実施されたアンケート結果では、「広報」「場所の確保」「費用負担」の回答割合が高くなっており、市民主体の活動をサポートするのが市の役割という位置づけになっていると思われるが、市民と市職員の相互のエンパワメントという点からすると、もう少し違う役割が市側にあっているのではないか。
- ・「協働の取組状況アンケート結果」の「協働して課題に感じたことは何ですか」の設問に対する回答について、61.1%が「特になし」を選択しているが、そもそも市職員が協働に対して課題意識を持っているのか、協働の手法や取り組み方自体を理解しているのかがアンケート結果からは読み取れない。関心の低さから課題がないと回答している可能性や、協働の本質や重要性に対する認識が十分に行き渡っていないということも考えられる。協働は本来業務とは別に取り組むものではなく、市職員にとっての本来業務であり、また、行政目的を達成するうえで有力な選択肢になりうるということを、研修等を通じて市職員に意識づけする必要がある。
- ・協働は市民と市職員の相互のエンパワメントであり、それがなければ本当の意味でのまちづくりは実現できない。協働は全ての職員に関わるものであり、面白い取組であるという認識を全体化する必要がある。協働事業で得られる喜びや面白さを広げていくような取組をこれまで以上に行うべきである。
- ・市民（地域・大学）と市との協働において、そこに関わる市職員によって活動の質が大きく変わることがある。地域とのネットワークを持つ職員、窓口業務を担当している職員など、同じ市職員でも地域との関わりには濃淡がある。研修を通じて一般的な知識を得るということも必要であるが、協働をさらに進めるためには、スペシャリストを育てていくという姿勢も必要である。今後、地域課題の解決に向けて市民や地域と一緒に取り組んでいく必要性がますます高まっていくことを考えると、市民等との対話において有用なファシリテーションスキルを備えた職員を育成していく必要がある。

- ・地域団体やNPOだけでなく、大学や高校との協働に向けた検討が必要である。文部科学省が「大学と地域との連携」を求めていることもあり、連携先を探している大学は多い。大学だけではうまく連携できないことも想定されるため、大学と市の双方の働きかけにより、地域、大学、市の三者がwin-winの関係となるような仕組みが構築できればいい。高校も重要な経営資源の一つと考えられる。公共意識の醸成の観点からも、高校との協働の可能性を探ってみる必要がある。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(協働事業提案手続)

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

《参考資料 P13～P17》

<取組状況等>

- ・団体から、市と協働して実施する事業、又は、市から資金的なサポートを受けて実施する事業を募集し、協働事業提案審査会での審査を経て事業が実施されている。提案できる団体は、市内に事務所又は活動場所を有する非営利活動団体（NPO等団体、ボランティア団体、地域活動団体など）。
- ・募集区分は、団体と市が協働して事業を実施する「自由提案型」と「テーマ設定型」、市が団体の活動を資金面からサポートする「地域力向上型」と「コロナ課題解決型」の4区分。
- ・提案事業の実施に直接要する経費について、30万円（地域力向上型は10万円）を上限に、対象経費の80%（テーマ設定型は50～100%）を市が助成する。助成期間は最長で3年。
- ・過去5年間で応募件数が募集件数を上回ったのは、令和2年度の自由提案型・テーマ設定型のみ。地域力向上型については、平成30年度に新設して以来、応募件数が募集件数を上回ったことがない。
- ・「自由提案型」については、事業を提案する団体側と提案を受ける市側で課題に対する認識や目的のズレがありマッチングが成立しづらい、市の積極的な関わりが得られにくいという課題がある。
- ・「テーマ設定型」について、市が市民との協働を重視するテーマが複数明示されることで、提案事業数の増加とマッチング率の向上が期待できるが、庁内からのテーマの応募数が少なく、令和4年度については0件となっている。
- ・「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」と市のホームページにおいて、各事業の実施報告が掲載・公表されている。
- ・助成対象経費の見直し（参加費収入、人件費等）、事前打合せや審査会出席に係る負担軽減、地域力向上型の対象団体の拡大（NPO）など、いくつかの改善ポイントが考えられる。

<委員会意見>

- ・市との協働により効果的な事業実施につながることや、市が関わることでNPOと地域との相互理解が得られるという点からも有意義な制度と言える。市で制度の改善に向けた検討が行われており、それらの多くが納得できる内容となっている。
- ・未来づくりパートナー事業の新しい枠組についての検討や、実施した結果を踏まえてフィードバックできるような仕組みがあるといい。庁内からのテーマ設定型のテーマの応募数が少ないのは、市職員が忙しいことも原因の一つと考えられるが、そのような仕組みを作り、市民と一緒に取り組んでいく雰囲気を作ることが重要となる。なお、テーマの応募が少ないという点について、近隣の自治体では多くのテーマを設定しているところもある。
- ・西宮市の協働事業提案制度は、補助制度と協働制度の線引きが曖昧になっているため整理が必要である。補助とは、市民活動団体やNPO、事業者等の民間組織による公益的活動を行政が資金・人・

場所等の様々な面から支援を行うものであり、あくまで事業の実施主体は民間組織である。一方、協働は、市と民間組織の双方が責任を持って一緒に取り組むことで、より良い成果をあげることがそもそもの趣旨である。豊中市では、補助金と協働の両方の制度があり、最初の数年は補助制度を活用し、団体の活動がレベルアップして初めて協働に持ち込むという流れになっている。補助制度がなく、いきなり協働事業となると敷居が高いように思われる。

- ・応募できる対象が非営利団体に限定されているが、大学や高校、企業にも対象を広げることで、制度が広がっていくと考えられる。将来を考え、若い人も入ってもらえるような工夫があればいい。
- ・募集時期を早めて最初にプレゼンテーションをしてもらい、その内容が適していると判断された後に正式な企画書を出してもらうなど、段階的に選考するという方法も考えられる。苦心して書類を仕上げることでやりたいことが明確になり、結果的に質の高い事業が展開できるようになる。また、地域については、制度の周知不足に加え、書類の作成に負担を感じている団体が多いと思われる。市民交流センターのサポートがあれば提案しやすいと考えられる。
- ・提案件数が少ないことをどのように評価するか。制度が知られていないのか、制度が必要とされていないのか、制度が不要なくらい自立しているのか、というように様々な理由があると思われる。必ずしも提案件数が少ないことが駄目というわけではなく、近隣市でも協働事業の申込が少ないというのが実情である。その要因を探るのに市職員では難しいということであれば、アドバイザーのような中間的な立ち位置の人や大学の教員を通じて、把握するという方法も考えられる。
- ・協働事業で実施した内容、役割分担、成果をPRするなど、潜在的に協働事業に参加したい団体やポテンシャルのある団体等が一步踏み出せるような広報が必要である。また、成果を水平展開していく手法についても検討すべきである。成果報告会は効果的であり、色々な事業が組み合わせることで、面白いものが生まれることもある。
- ・協働事業提案手続に対する市職員及び市民の意識を高めていく必要がある。市職員と市民が課題に向き合い対話することで、具体的なアイデアが生まれてくるという意味で、早期に事業募集を行うのも方法の一つである。

◆協働事業と補助制度の整理について（案）

<協働事業提案制度>

条例第 15 条に基づき、団体から提案された事業を市が協働して取り組む「自由提案型」と「テーマ設定型」を対象とする。（市民と市との協働）

<コミュニティ活動（市民公益活動）に対する補助制度>

「地域力向上型」を条例第 16 条に基づく、市民による自主的な活動に対する補助制度と位置づけ、従来の地域団体に加え、NPO 等団体の活動も対象とする。（市民同士の協働）

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

《参考資料 P18～P25》

<取組状況等>

- ・自治会加入率は、阪神・淡路大震災直後（1996年）に87.5%まで上昇。その後、1998年の88.1%をピークに下降を続け、2006年に74.4%まで下降するも、東日本大震災（2011年）後に78.9%まで回復。その後は再び下降し、2021年時点で69.6%となっている。
- ・各地域団体では担い手不足や役員等の高齢化が年々深刻さを増しており、そのことが活動に係る負担感の増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人の減少により、様々な弊害が生じている。各地域団体やNPO等団体に対して、市の関係課による支援がそれぞれ行われているが、関係課間の連携は十分ではなく、効果的な支援が行われているとは言い難い。また、市から自治会等への依頼事項が多く、そのことが活動に係る負担につながっていると考えられる
- ・市民意識調査の結果から、活動への自発的な参加はそれほど多くないと考えられる。一方、活動に参加しない理由として「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」（42.9%）の次に多かったのが、「どのような活動があるか分からないから」（39.5%）であり、ICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、「多様な関わり方」や「関わりやすさ」に対するアプローチを通じた、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討の余地がある。
- ・他の自治体においては、市民による自主的かつ自発的な活動の支援・促進について、市民公益活動促進条例を制定もしくは自治基本条例又は協働条例に規定している例が多く見受けられるが、西宮市においてはいずれも行われていない。一方、市が令和元年10月に策定した「西宮市行政経営改革基本方針」では、「地域の課題解決に向けた市民等の自主的な活動を支援する」ことが取組方針の一つに掲げられている。また、現行条例のベースとなった『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言（平成19年11月）において、「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があり、「市民同士の協働」についても、「市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、さまざまな支援を行うことが望まれる」と述べられている。条例制定時には「市民と市の協働」のみが規定され、「市民同士の協働」は規定されなかったが、自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の「市民と市との協働」に加えて、「市民同士の協働」や「市民による自主的な活動の推進」の観点からの施策の展開・整理が必要と考えられる。
- ・新たな支援施策として、市民公益活動の支援・促進を目的とした基金の新設、各団体が自由に情報発信できる地域SNSの導入、まちづくりに詳しいアドバイザーの設置等が考えられる。

<委員会意見>

- ・PTA をアウトソーシングするという話もあるように、最近はお金で済ませようとする人も増えている。そのような人たちにとって、コミュニティがあれば良くなるというのは次のステップであり、コミュニティがないと何が困るかが分からず、参加しなくてもいいと感じるのではないか。その部分を考慮せず、今まで行ってきたことの延長線で続けていくということでは活動の必要性が伝わらない。当たり前になってしまっているが故に気づいていない地域からの恩恵がなくなるとどうなるかということをお話ししなければ、コミュニティに対する思いはどんどん薄れていく。
- ・自治会については、自治会が何かサービスを提供してくれるというわけではなく、隣近所とゆるやかにつながっている場があるということに大きな意味がある。会費は、役所に納める税金ではなく、助け合いの活動を進めるためのものである。地域でしかできないことは探せば色々あり、子供の見守りなど、実は地域で支えられている面は大きい。
- ・地域の目標、理念、価値を共有するための共同作業やイベント、記憶に残るようなものなど、自分たちの地域の特徴をあらわすものの存在や、その地域にいるという感覚が持てる何か（「〇〇っ子」など）がコミュニティでは重要となる。また、一つのテーマやポリシーで全ての地域の連携を考えるのは難しい場合は、それぞれの地域性や地域資源を活用するような取組や仕組みが必要となる。その中では、文化や考え方の違う者同士を積極的につなげていく仲介者の存在が重要になる。
- ・コミュニティ活動の活性化は、行政だけではなく市民側の課題でもある。市民生活にとっては、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなど、コミュニティが活性化しないと困る場面もある。それらのことを、「税金を払うから行政が全部してください」とするのか、もしくは「自分たちですべきだ」と考えるのか。この件については、答えがどこかにあり、そこに辿り着けば解決するというものではない。コミュニティが活性化するための議論をいかにして市民の中に広げていけるかということが今後の課題である。
- ・担い手の確保について、昔からの地縁組織で続いてきた方法が限界に近づいてきている中、今後は新しい形でやろうという気運や次の展開が生まれてきている。活性化している地域は若い人が自発的に参加しているところが多い。今後はコミュニティの形が変わり、テーマ型の NPO や地域団体が活発に活動し、多様で多彩な動きが重なり合うことで自治会の加入率低下を補強する、自治会とは違った形で地域を支えていくような展開もありうる。一方で、市の各セクションでは、担い手不足について同じような議論が行われている。市民一人一人の行動変容を生み出すためには、行政サイドでの相互作用も必要になってきている。
- ・社会福祉協議会では、地域福祉の分野で以前より市民同士の協働の推進に取り組んでおり、ボランティアセンターや生活支援コーディネーターなど重なる部分が多い。市の支援については、全体的に満遍なく行うのではなく、全体像を把握したうえで、それぞれの課題に応じた支援方法を戦略的かつ分析的に考えていく必要がある。例えば、活動していても輪が広がらない、ネットワークが作れないというような人たちに対する支援も必要であろうし、何かやりたいがどこに行けばいいかわからない人への支援として、地域 SNS のようなものも必要である。
- ・市民活動の更なる支援として新たな取組が市で検討されている。それらはぜひ実現してもらいたいところであるが、そもそも市がどのようなスタンスで住民自治に対する支援に取り組んでいくのかを大きな方針の中で考えていくことが重要であり、単発ではなく市全体のあり方を変えるという意

識で取り組む必要がある。

- ・隣同士の見守りや、子どもが虐待されている声を聞いて、然るべきところにつなぐという役割は地域住民にしかできないことである。それらの全てを市民だけでやっていけるのが理想であるが、価値観や問題が多様化している中、土台の部分やきっかけの部分には行政的な支援が必要な時代になっている。現在、地域担当職員が果たす役割は重要であると各地で言われているが、実際にどのような仕組みで動かせばいいかというのは難しいところもある。地域担当職員制度については様々な研究がされているので、それらを参考にしてもらいたい。
- ・市は全ての協働に関わっていくというよりも、市民同士の協働が自然に進むような環境条件の整備に取り組むべきである。そのためには市民同士が意見交換や交流を行うプラットフォームが必要となる。多様な団体が上下関係なく、団体に属さない市民を含めてフラットな立場で集まることで、それぞれの取組や課題の共有が図られることに加えて、その中からコミュニティのあるべき姿についての議論や新しい動きが生まれてくることも期待できる。
- ・市民同士がお互いにどのようなことをしているかわからないということもある。それぞれの取組が行政が管理しているわけではなく、社会福祉協議会や西宮コミュニティ協会が把握しているわけでもない。それぞれが縦割りの有している情報を整理するための解決策として、地域 SNS のようなプラットフォーム的なものがあれば、大きな効果が見込まれる。それに加えて、みんなが集まり顔を合わせて話をする場を設定することで、画面上だけのやりとりよりも幅広い情報交換や交流が可能となる。

- ・これらの意見を踏まえて条例をどのように変えるか、それは次回以降の評価委員会においてしっかりと議論したい。
- ・西宮市参画と協働の推進に関する条例そのものは非常によくできた、先進的な条例と考えられるが、実際に機能しているかどうかの本委員会における議論の対象となる。その点については、今後引き続き議論していきたい。



◆想定される議論のポイント

- ・第 14 条から第 16 条の検証結果を踏まえ、条例が実際に機能していると考えられるか？
- ・第 2 条の「協働」の定義を含め、条文の内容は適正であるか？
- ・シチズンシップ醸成の観点から、条例を改正する必要があると考えられるか？

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

《参考資料 P26》

<取組状況等>

- ・毎年、意見提出手続の実施予定、附属機関等の開催及び委員の公募予定等が市ホームページで公表されている。
- ・市の参画と協働の取組状況については、毎年「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」として取りまとめられ、市ホームページでの公表及び窓口での配架が行われている。

<委員会意見>

- ・何のための取りまとめと公表なのかということを改めて検討する必要がある。情報が提供されれば関心や行動が変わり、推進されるという暗黙の前提があると思われるが、その情報は、誰に対して、どのような形で提供されれば推進されるのか、というところまで考えておく必要がある。
- ・全てを公表することが条例の目的ではなく、参画と協働を推進するという意味で、例えば市政に参画したいと思っている人に届くように公募の情報は必ず掲載する、その中でも専門性が高いものと市民生活の観点からの意見を聞きたいものに分ける、というようにその情報が誰に向けたものなのか、何がポイントなのかというところを改めて考えていく必要がある。
- ・市民の中で協働が認識され議論されることが大事である。例えば、未来づくりパートナー事業に応募しようと考えている団体の関係者が公表されている資料を見て、自分たちの取組がどのように協働に馴染むかを見分けることができるという点では有効である。
- ・行政のデータをオープンにすることで、それを見た市民が自由に色々な切り口から活用できるという意味でも情報公開は大事である。民間企業が自社の事業展開のためにデータを活用するというような切り口でもいい。情報が少しでも関心がある人の目にとまるような形にいかにもっていくか、興味を持ってもらうかという視点をもって情報を出していく必要がある。
- ・毎年作成されている取組状況報告書は、参画協働の全体の状況が分かりやすくまとめられており、充実した資料内容になっている。分量が多く全員に配布できるものではないが、ホームページで見ようと思えば自由に見ることができる。
- ・取組状況報告書の附属機関に関する取組状況については、経年的な増減の記載があるといい。会議の公開など目立った項目だけでも掲載すれば、取組がどれだけ進んだかが分かりやすくなる。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

《参考資料 P27～P28》

<取組状況等>

- ・当委員会を通じて、条例及び条例に基づく参画と協働の取組状況について評価検証が行われている。
- ・条例に基づく取組のうち、「意見提出手続・説明会等」と「協働事業提案手続（自由提案型・テーマ設定型）」については、当委員会が定めた評価基準に照らして、実施担当課又は提案団体の立会いのもと、個別評価を行っている。
- ・「附属機関等」については、条例の遵守状況を踏まえ、改善に向けた提言を行っている。
- ・「各課実施の協働事業」について、平成29年度以降、個別の評価検証は行われていない。
- ・「政策公募手続」及び「住民投票」は過去に実施された実績がなく、「政策提案手続」は平成24年度以降の採択実績がないことから、個別の評価検証は行われていない。

<委員会意見>

- ・この評価検証は、PDCAのCであり、次のAがなければサイクルが回らない。それを回すことが基本になるので、次に生かせるような形が必要である。
- ・第17条と同様に何のための検証なのかを考える必要がある。協働事業提案手続に関して言えば、補助金の使い道が適正であることの検証であると同時に、推進のための検証であるべきであり、そこでは参加がキーワードになる。評価される側は評価の場面に入ってはいけないということがよく言われるが、何が評価されて、これから何をしていけばいいのかということとその人たちと一緒に考えていける場が必要。講評は、市又は団体側で今後の活動に生かしてもらうためのものであり、これが無視されることのないように、講評を議論しながら直接伝えるということがあってもいい。
- ・協働事業提案手続のうち補助の要素が強い「地域力向上型」についても、公金が支出されるという意味で効果の有無をきちんと評価すべきであり、結果はオープンにしていく必要がある。そうすることが市民の信頼を得ていくことにつながる。
- ・検証については、事業募集時に評価基準や評価項目を示したうえで行われるべきである。
- ・全件評価が必要なのは確かであるが、一方で注目していない市民も多い。委員会での評価に加えて、ホームページで関係資料の公表と意見聴取を行うという方法も考えられる。仮に批判的な意見が多く出てきたとしても、それだけ意識を持たれているということで、ポジティブに次の手を打てる。

<検証結果>

- 条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はない。
- 条文改正の必要はないが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要である。
- 制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要である。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<検証結果>

- 条文の内容は適正であり、条文改正の必要はない。
- 条文の改正について検討が必要である。

令和5年度第1回条例評価委員会における主な論点

1 関係条文

(定義)
 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

→ 本条例における協働は、「市民等と市との協働」を対象としており、「市民同士の協働」は含まれていない。

※他市では、協働の定義に「市民同士の協働」を含めている事例がある。

(協働事業提案手続)
 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

 (コミュニティ活動の推進)
 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

→ 第15条にもとづき「未来づくりパートナー事業」を実施している。平成29年度までは市との協働事業（自由提案型・テーマ設定型）のみを対象としていたが、平成30年度及び令和4年度に協働を要件としない募集区分（地域力向上型・コロナ課題解決型）を新設した。

<参考> 現行の未来づくりパートナー事業の概要

募集区分	対象	事業テーマ	市との協働	助成金	R5 予算
自由提案型	市民活動団体 地域活動団体	団体の発案	必要	30万円	1,200千円 (4事業)
テーマ設定型		市が設定			
地域力向上型	地域活動団体	団体の発案	不要	10万円	500千円 (5事業)
コロナ課題解決型	市民活動団体 地域活動団体	市が設定		30万円	3,000千円 (10事業)

2 主な論点

(1) 条例第 15 条について（協働制度と補助制度の整理）

①令和 4 年度第 1 回条例評価委員会における意見

- ・西宮市の協働事業提案手続は、補助の制度か協働の制度かが曖昧になっている。
- ・補助とは、市民活動団体や NPO、事業者等の民間組織による公益的活動を行政が応援するものであり、あくまで事業の実施主体は民間組織である。一方、協働は、市と民間組織の双方が責任を持って一緒に取り組むことになるという意味で、補助と協働では構造が若干異なる。
- ・他の自治体においても、協働事業と言いながら中身は単なる補助金制度、という例が見受けられる。
- ・豊中市では、補助の仕組みと協働の仕組みとがきちんと整理されており、補助から協働に移ることが望ましいとされている。本来、協働とは市民と行政と一緒に、あるいは市民同士と一緒に取り組むということが最も重要である。そのあたりの整理が必要だということを経験として申し上げておく。
- ・活動に対する助成を求める場合と、市と協働で事業を実施したいという場合は少し整理が必要である。自分たちで事業を実施するがお金がないという場合は補助事業となるが、現時点でその仕組みがなければ、そのような仕組みが必要ということになる。西宮市では、協働事業についてはきちんとした仕組みが既に設けられているため、この仕組みに則っていくことになる。



<令和 4 年度第 3 回条例評価委員会資料（抜粋）>

◆協働制度と補助制度の整理について（案）◆

<協働事業提案制度> （市民と市との協働）

条例第 15 条に基づき、団体から提案された事業を市が協働して取り組む「自由提案型」と「テーマ設定型」を対象とする。

<コミュニティ活動（市民公益活動）に対する補助制度> （市民同士の協働）

「地域力向上型」を条例第 16 条に基づく、市民による自主的な活動に対する補助制度と位置づけ、従来の地域団体に加え NPO 等団体の活動も対象とする。

②令和4年度第3回条例評価委員会における意見

- ・コミュニティ活動を市民公益活動と矮小化したうえで補助制度に結び付けていくということについて、もう少し検討、整理が必要。
- ・「協働制度と補助制度の整理について(案)」について、協働事業提案制度はいいのだが、コミュニティ活動の補助制度を別途設ける必要があるのかと感じている。むしろ共益的な活動をベースに地域の公共性を確保しているという二重の構造を持っている活動に特化した仕組みが必要なかもしれない。公益と共益を矛盾しない形で整理することができればとも思うが、そのあたりの整理が必要である。
- ・全体に行き渡らないと公益ではないという考え方があると同時に、個別の課題であったとしても公益に該当するものもある（例：マイノリティの問題）。
- ・この補助制度の中で一番重要なのは、市民や住民組織、地域組織という協働のパートナーをいかに育てていくか、教育していくかという視点。活動がどのようにつながっていくか、広がっていくか、人を育てていくかという視点から、運用していく必要がある。
- ・協働について、現在は過渡期であり初期の段階でもある。完全な協働、理想的な協働の実現までもうしばらく時間がかかるという意味では、今は情報提供などの面から市民側をサポートしていく時期とも言える。生涯学習を始めとした人材育成や教育が必要であるということを前提に協働制度や補助制度について考えていく必要があり、過渡期においては理想的なところを追い求めてもうまくいかないということを理解することが必要。

(1) の論点

協働と補助の制度が混在している未来づくりパートナー事業をどのように整理するか？

- ・未来づくりパートナー事業については、これまで条例第15条にもとづく協働事業（制度）として実施してきたが、「地域力向上型」は市との協働を要件としておらず、第15条の条文と整合していない。条例16条第2項（市の機関は・・・地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする）にもとづく補助制度として位置づけるほうが適切と考えられる。
- ・地域コミュニティの活動については、共益と公益の線引きが難しい。
- ・協働のパートナーを育てていくという視点から制度を運用していく必要がある。
- ・「地域力向上型」については、地域活動団体のみを対象としているが、NPO等団体から市民活動団体等を対象とする補助制度の創設を求める声が多い。

(2) 条例第 16 条について

①第 1 項関係

<令和 4 年度第 3 回条例評価委員会における意見>

- ・「快適な暮らしの実現のため」について、それは快適な暮らしの実現のためというよりも、むしろ地域福祉課題のようにお互いが尊重された本当の意味での共生的コミュニティのまちづくりのために努力するものである。
- ・「快適な暮らしの実現のため」について、この表現は法律的な文言ではなく、また、快適な暮らしの実現のためとすると自己利益のためということになりかねないことから、見直しが必要になるかもしれない。

<当初の提言>

「市民参画と協働の推進に関する条例の制定に向けた提言」(平成 19 年 11 月 市民参画条例策定委員会)では、「コミュニティ活動とは、『快適な地域社会を実現するために、市民が、自らの役割を自覚して、地域の課題を共有して主体的に解決に向かって行動すること』をいいます。」とあったが、条例制定時に「快適な暮らしの実現のため」と規定された。

②第 2 項関係

<令和 4 年度第 3 回条例評価委員会における意見>

- ・第 16 条第 2 項では、「市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする」と規定されているが、第 2 条の協働の定義において「市民と市は対等な立場で」と規定されていることと矛盾していないか。

<当初の提言>

提言では、

- ・「協働」には「市民と市の協働」と「市民同士の協働」がある。
- ・市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市がそのための基盤を整備するなど、様々な支援を行うことが望まれる。

とされていたが、条例制定時に協働の定義として「市民と市の協働」のみが規定された。

(2) の論点

- ① 条例第 16 条第 1 項の「快適な暮らしの実現のため」は条文として適切か?
- ② 条例第 2 条第 5 号の「協働」の定義に「市民同士の協働」を加えるべきか?

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】

今後の審議の進め方について

1 委員会スケジュール

年度	開催月	議 題
R 3	2月	参画に係る条文及び取組に関する検証① <済>
R 4	6月	協働の取組に関する検証① <済>
	11月	協働の取組に関する検証②、その他の取組に関する検証 <済>
	1月	条例改正及び取組の改善について（提言に向けた意見の整理）① <済>
R 5	4月	条例改正及び取組の改善について（提言に向けた意見の整理）②
	6月	条例の検証結果及び提言について（とりまとめ）
	7月	予備

※【今期委員の任期】令和3年8月1日～令和5年7月31日

2 条例評価委員会における審議の進め方

■令和4年度第3回・令和5年度第1回

- ・条例第6条から順番に、条文ごとに別添資料（※）の記載内容の確認と委員会意見の追加又は削除について意見交換を行い、それらを踏まえて検証結果の判定（「適切」・「運用面での見直しや工夫が必要」・「条例改正が必要」の3つの中から選択）を行う。
- ・第1条～第5条についてはこれまで審議の対象になっていないため、第18条までの判定が終了した後に、各取組の検証結果を踏まえて、検証作業を行う。

※最終的に委員会から市に提出する提言書のベースになるものとして、条文ごとに取組状況と過去3回の検証における主な意見を整理・掲載したもの。

■令和5年度第2回

- ・最終的な提言書の内容確認と委員会意見の調整を行う。

3 提言書について（案）

（1）提言書の構成

- ① 検証方法 ② 条文ごとの検証結果及び委員会意見 ③ 全体の総括
- ④ 参考資料 ⑤ 委員会の委員名簿・開催履歴

（2）上記②のイメージ

<p style="text-align: center;">(.....)</p> <p>第●条</p>
<p><市の取組状況></p> <p>.....</p>
<p><委員会における検証結果></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">条文改正の必要はないが、制度面や運用面での見直しが必要である。</div>
<p><委員会意見></p> <p>.....</p>

【西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会】条例検証にかかる委員会意見の整理状況（第6条～第18条）

条文	取組等	判定		主な意見
		条文改正	制度・運用の見直し	
第6条	意見提出手続 (パブコメ)	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメの仕組みは他市と比較して遜色ないものになっている。 ・身近な問題や利害関係者が多い案件では提出される意見が多く、利害関係者が明確でない案件について意見が少ないという現状は変えづらい。 ・市民が市に対して利害関係が絡んだ要求や課題提示ばかりを行うというのではなく、また、市もパブリックコメントさえ実施しておけばいいと考えるのではなく、市民参画を通じて双方から開発的な展開が生まれてくることも必要である。 ・参画は、市民から発信されたものを市が受けるという一方通行ではなく、市側も当事者として取り組んでいくべきもの。受け身になるとやらされ感が出てくるため、市民とともに課題に対して創造的に取り組んだ方が活性化する。
第7条	説明会等	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と職員がざっくばらんに話をする機会を設けるなど、市民と職員の敷居を下げる努力が必要。市民と行政とのコミュニケーションの中から、新たなものが見えてくるのが行政側のやりがいとなり、市民にとっては意見交換したことが形になっていくことを実感するという流れになればよい。 ・市民と市職員との交流の場の裏側に「ワクワク感」や「楽しさ」があれば、様々な意見の交流や発信が生まれてくる。 ・(参加者にとって) ワークショップにおける発言の公開が次回への参加意欲につながり、その情報を見た市民にも興味や関心が生まれてくる。

条文	取組等	判 定		主な意見
		条文改正	制度・運用 の見直し	
第 8 条 第 9 条	政策提案手続 政策公募手続	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例が制定された当時にこのような制度ができたことは高く評価できる。 ・ 制度の仕組みや文言としては問題なく、条文をなくすことは考えられないが、実態としては機能していない。機能的に動かすためには運用面での工夫も必要だが、シチズンシップの高揚や生涯学習の裏付けから、結果的に政策提案の実績が生まれてくるというように捉えておく必要がある。 ・ 政策という形に仕上げるためには、専門的な知識や様々なノウハウ、情報等が必要であることから、それを支援する中間支援団体の存在が望ましい。
第 11 条	附属機関等	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関については条例に丁寧に規定されている。条例の改正よりも、運用を丁寧に進めていくことが重要であり、そのことが市民ニーズに答えていくことになる。 ・ 情報公開や委員公募が十分に進んでいないなど、運用面での課題がある。 ・ 会議資料と議事録を公開するのは当然のことである。今後は会議を YouTube で視聴できるようにするなどの工夫も必要。 ・ 附属機関ごとにより良い情報公開や情報発信の形を考える必要がある。
第 12 条	その他の措置	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声を出しにくい人やマイノリティの声を聴くことが市政にとって大変重要。参画しにくい人をきちんと参画できるようにすることが参画における根幹的な課題。 ・ 市職員には大きな声だけでなく小さな声にも耳を澄ませるといった心構えが求められる。 ・ 参画全体では条文を改正するような議論ではなく、いかに適切に運用していくかが重要ということになる。代議制や直接請求等で補償しきれない部分を「市民参画」という形で汲み取ることが、効果的な行政運営につながる。

条文	取組等	判 定		主な意見
		条文改正	制度・運用の見直し	
第 13 条	住民投票	不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> 常設型の住民投票は、市民が条例制定を要望するか、市長が作ろうとするかのいずれかをきっかけに、設置に関する議論が開始されるべきものであり、設置に当たっては、市の最上位に位置付けられる自治基本条例に定めるべきものと考えられる。
第 14 条	協働の推進	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> 市は協働を通じて何を実現しようとしているのか、どのような役割を果たそうとしているのかなど、市の協働に関する方針をもう少し明確にすべきである。 協働は市民と市職員の相互のエンパワメントであり、それがなければ本当の意味でのまちづくりは実現できない。協働は全ての職員に関わるものであり、協働事業で得られる喜びや面白さを広げていくような取組をこれまで以上に行うべきである。 地域団体やNPOだけでなく、大学や高校との協働に向けた検討が必要である。 協働する市職員によって活動の質が大きく変わることがある。地域とのネットワークを持つ職員、窓口業務を担当している職員など、同じ職員でも地域との関わりには濃淡がある。研修を通じて一般的な知識を得るということも必要であるが、協働をさらに進めるためには、スペシャリストを育てていくという姿勢も必要である。今後、地域課題の解決に向けて市民や地域と一緒に取り組んでいく必要性がますます高まっていくことを考えると、市民等との対話において有用なファシリテーションスキルを備えた職員を育成していく必要がある。それに加えて職員には、市民と職員がコミュニケーションをとる場を企画、運営していく能力も求められる。

条文	取組等	判 定		主な意見
		条文改正	制度・運用 の見直し	
第 15 条	協働事業 提案手続	不要	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・市との協働により効果的な事業実施につながることや、市が関わることで NPO と地域との相互理解が得られるという点からも有意義な制度と言える。市でも制度の改善に向けた検討が行われており、それらの多くが納得できる内容となっている。 ・西宮市の協働事業提案制度は、補助制度と協働制度の線引きが曖昧になっているため整理が必要。豊中市では、補助金と協働の両方の制度があり、最初の数年は補助制度を活用し、団体の活動がレベルアップして初めて協働に持ち込むという流れになっている。補助制度がなく、いきなり協働事業となると敷居が高いように思われる。 ・対象が非営利団体に限定されているが、大学・高校・企業に対象を広げることで制度が広がっていくと考えられる。将来を考え、若い人も入ってもらえるような工夫が必要。 ・書類の作成に負担を感じている団体が多いと思われる。市民交流センターのサポートがあれば提案しやすいと考えられる。 ・協働事業提案手続に対する市職員及び市民の意識を高めていく必要がある。市職員と市民が課題に向き合い対話することで、具体的なアイデアが生まれてくるという意味で、早期に事業募集を行うのも方法の一つである。 ・協働事業で実施した内容、役割分担、成果を P R するなど、潜在的に協働事業に参加したい団体やポテンシャルのある団体等が一步踏み出せるような広報が必要である。また、成果を水平展開していく手法についても検討すべきである。

条文	取組等	判 定		主な意見
		条文改正	制度・運用 の見直し	
第 16 条	コミュニティ 活動の推進	未	未	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動の更なる支援として新たな取組が市で検討されている。それらはぜひ実現してもらいたいところであるが、そもそも市がどのようなスタンスで住民自治に対する支援に取り組んでいくのかを大きな方針の中で考えていくことが重要であり、単発ではなく市全体のあり方を変えるという意識で取り組む必要がある。 ・ 市は全ての協働に関わっていくというよりも、市民同士の協働が自然に進むような環境条件の整備に取り組むべきである。そのためには市民同士が意見交換や交流を行うプラットフォームが必要となる。多様な団体が上下関係なく、団体に属さない市民を含めてフラットな立場で集まることで、それぞれの取組や課題の共有が図られることに加えて、その中からコミュニティのあるべき姿についての議論や新しい動きが生まれてくることも期待できる。 ・ 市民同士がお互いにどのようなことをしているかわからないということがある。それぞれの取組を行政が管理しているわけではなく、社会福祉協議会や西宮コミュニティ協会が把握しているわけでもない。それぞれが縦割りの有している情報を整理するための解決策として、地域 SNS のようなプラットフォーム的なものがあれば、大きな効果が見込まれる。それに加えて、みんなが集まり顔を合わせて話をする場を設定することで、画面上だけのやりとりよりも幅広い情報交換や交流が可能となる。 ・ コミュニティ活動の活性化は、行政だけではなく市民側の課題でもある。市民生活にとっては、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなど、コミュニティが活性化しないと困る場面もある。コミュニティを活性化させるための議論をいかにして市民の中に広げていけるかということが今後の課題である。

条文	取組等	判定		主な意見
		条文改正	制度・運用の見直し	
第 17 条	市長が講ずべき措置	未	未	<ul style="list-style-type: none"> ・何のための取りまとめと公表なのかということを改めて検討する必要がある。情報が提供されれば関心や行動が変わり、推進されるという暗黙の前提があると思われるが、その情報は、誰に対して、どのような形で提供されれば推進されるのか、というところまで考えておく必要がある。 ・全てを公表することが条例の目的ではなく、参画と協働を推進するという意味で、例えば市政に参画したいと思っている人に届くように公募の情報は必ず掲載する、その中でも専門性が高いものと市民生活の観点からの意見を聞きたいものに分ける、というように、その情報が誰に向けたものなのか、何がポイントなのかというところを改めて考えていく必要がある。 ・毎年作成されている取組状況報告書は、参画協働の全体の状況が分かりやすくまとめられており、充実した資料内容になっている。分量が多く全員に配布できるものではないが、ホームページで見ようと思えば自由に見ることができる。
第 18 条	検証	未	未	<ul style="list-style-type: none"> ・第 17 条と同様に何のための検証なのかを考える必要がある。協働事業提案手続に関して言えば、補助金の使い道が適正であることの検証であると同時に、推進のための検証であるべきであり、そこでは参加がキーワードになる。何が評価されて、これから何をしていけばいいのかということを被評価者と一緒に考えられる場が必要。 ・協働事業提案手続のうち補助の要素が強い「地域力向上型」についても、公金が支出されるという意味で効果の有無をきちんと評価すべきであり、結果はオープンにしていく必要がある。そうすることが市民の信頼を得ていくことにつながる。

【参考資料】

- 1 パブリックコメント及び説明会等（第6・7条関係） P 1
- 2 附属機関等（第11条関係） P 4
- 3 政策提案手続・政策公募手続（第8・9条関係） P 7
- 4 全庁的な協働の取組について（第14条関係） P 9
- 5 協働事業提案手続（未来づくりパートナー事業）（第15条関係） P 12
- 6 市民による自主的な活動（市民公益活動）の支援について P 17
- 7 コミュニティ活動の推進について（第16条関係） P 20
- 8 住民投票（第13条関係） P 25
- 9 市長が講ずべき措置（第17条関係） P 26
- 10 検証（第18条関係） P 27

1 パブリックコメント及び説明会等（第6・7条関係）

（1）制度概要

①パブリックコメント

条例第6条第1項各号（下表参照）に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案等の資料を公表し、広く市民等に意見の提出を求める手続きを行う。

内 容	例
市の憲章、宣言等の策定・変更	西宮市民憲章、文教住宅都市宣言
市政の基本的な計画等の策定・変更	総合計画、各部門別の計画
市政の基本的な方針を定める条例の策定・改廃	参画協働条例、環境基本条例など
義務を課し、又は権利を制限する条例の制定・改廃	市民の権利義務に関わる条例
市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業にかかる計画の策定・変更	総事業費10億円以上の公共事業
その他、市の機関が必要と認めるもの	上記に該当しない場合でも、担当課の判断で実施可能

②説明会等

条例第7条にもとづき、市の機関は、パブリックコメントを実施する案の作成にあたり、説明会、意見交換会等を設けるように努める。説明会等の実施手法例は下表のとおり。

取組名	内 容
説明会	市が市民等に対して、計画等の趣旨や内容を説明する場。
意見交換会 ワークショップ	様々な立場の市民が参加者となり、あるテーマについて参加者一人ひとりが主体的に意見を出して、課題解決に向けた検討を行っていく場。
アンケート	広く一般市民や利用者等のニーズを把握するために実施。 例) 市民意識調査、市政モニター、その他アンケート

(2) 取組実績

< 条例制定時からの推移 >

年度	実施 件数	提出者数		意見数			意見数が多かった案件
		全体	平均	全体	平均値	中間値	
H21	12	15,134	1,261	23,354	1,946	46	幼稚園教育振興プラン (22,888)
H22	9	68	8	205	23	12	都市計画マスタープラン (122)
H23	14	600	43	1,364	97	42	新病院基本構想 (863)
H24	9	102	11	208	23	22	子ども読書活動推進計画 (48)
H25	7	45	6	159	23	3	第4次総合計画中間見直し (89)
H26	9	310	34	824	92	63	子ども・子育て支援事業計画 (372)
H27	10	647	65	2,195	220	17	保育所・児童館統合施設整備事業 (2,055)
H28	10	88	9	237	24	18	西宮市教育大綱 (93)
H29	12	241	20	452	38	31	快適な市民生活の確保条例改正 (131)
H30	19	209	11	579	30	26	第5次総合計画 (132)
R1	6	167	28	412	69	55	障害理由差別解消条例 (190)
R2	9	287	32	652	72	40	廃棄物の処理等条例改正 (329)

< 参考 > 提出意見数に影響を与えると考えられる要因

内 容 面	取り扱うテーマに対する関心の高さ	計画等の内容が社会的に関心の高い内容や市の重要な計画等については、意見数が多い傾向にある。 例) 第●次総合計画、子ども・子育て支援事業計画
	利害関係者の多寡等	制度改正や権利制限・義務の賦課に伴い利害が発生する関係者の多寡、影響度等により、意見数が増減する。 例) 快適な市民生活の確保に関する条例改正 (迷惑花火禁止)
	市民生活への影響度	制度改正や権利制限・義務の賦課に伴い市民生活に与える影響が大きいほど、意見数が増加する。 例) 廃棄物の処理等 (ごみ指定袋導入) に関する条例改正
	施設利用者や近隣住民に与える影響度	施設の設置・移転・統廃合等に伴い影響を受ける人の数が多いほど、意見数が増加する。 例) 幼稚園教育振興プラン、保育所・児童館統合施設整備事業
手 続 面	パブリックコメント以外の手続きの実施	パブリックコメント以外に意見を聴く機会を数多く設けることで、関心の高まりによる意見数の増が期待される。 その反面、内容に対して納得が得られることで意見提出につながらない可能性もある。

	広報	パブリックコメントの実施を広くアピールすることで、該当の計画等に対する認知度が高まり、意見数の増加につながる。
	資料の工夫	資料の見やすさ、分かりやすさ等を工夫することで、計画等に対する理解や関心が高まり、意見提出につながる。

(3) 今後の課題

①パブリックコメント以外の参画手続

- ・パブリックコメントは、計画等の案が固まる直前の段階で実施することが多く、制度の性質上、意見を反映できる余地は少ない。意見提出者数が多い案件は、提出者数が少ない案件と比較して、パブリックコメント以外の参画手続を実施している傾向が高い。
- ・早期の段階においてパブリックコメント以外の参画手続を実施することで、より市民の視点やニーズを計画等に反映させることが可能になると同時に、パブリックコメントにおける提出意見数の増加が期待できる。

②広報

- ・市政参画を推進するうえで、更なる参画機会の拡充に努める必要があると考えられるが、そもそも広報が不足していると十分な参画が得られない。
- ・パブリックコメント制度自体の認知度が低い。
- ・効果的な広報について検討が必要である。

③市職員の意識改革

- ・市民の市政に対する関心を高めるには、まずは市職員の意識改革が必要となる。
- ・「条例の条件に該当するからパブリックコメントを実施する」というような受動的な意識を改め、計画等の策定にあたっては、積極的に市民の声を聴く機会を設けるという能動的な姿勢が求められることを職員に訴えかけていく必要がある。
- ・一方で、過度な事務負担にならないように配慮する必要がある。

2 附属機関等（第11条関係）

（1）制度概要

法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する機関のこと。本市では令和3年8月1日現在、95機関が設置されている。

市政参画の推進（多様な意見の反映や透明性の高い運営）を図ることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例には以下の規定が設けられており、選任（または公表、公開）しないことに合理的な理由がある場合を除き、条例に沿った運営が求められている。

委員を選任するときは、幅広い分野の中から適切な人材を選任するよう努めること	努力義務
委員を選任するときは、公募委員を含めるよう努めること	
委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表すること	必須
会議を公開すること	
会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表すること	
会議を開催したときは、会議録を作成し、公表すること	

（2）現在の取組状況

①附属機関等に関する調査

各機関の開催状況、委員数、各取組の実施状況等についての調査を年1回実施している。調査結果については、参画と協働の取組状況をまとめた報告書に掲載し、公表している。

②市ホームページでの公表

- ・附属機関等一覧（名称、委員定数、担当事務等）
- ・公募委員選任機関一覧（公募委員が選任されている機関、公募委員数）
- ・参画の取組予定一覧及び委員公募予定一覧
- ・各附属機関にかかる個別ページ（設置概要、委員名簿、開催結果等）

(3) 開催状況等の実績（平成29年以降）

① 各年8月1日現在、過去1年間に活動実績があった附属機関数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
機関数	88	85	79	68	67

② 公募制の導入

		H29	H30	R1	R2	R3
導入している		25 (28.4%)	26 (30.6%)	25 (31.6%)	20 (29.4%)	19 (28.4%)
導入していない	理由ア	4 (4.5%)	4 (4.7%)	4 (5.1%)	3 (4.4%)	3 (4.5%)
	理由イ	1 (1.1%)	1 (1.2%)	1 (1.3%)	0 (0%)	0 (0%)
	理由ウ	52 (59.1%)	49 (57.6%)	45 (57.0%)	40 (58.8%)	41 (61.2%)
	理由エ	6 (6.8%)	5 (5.9%)	4 (5.1%)	5 (7.4%)	4 (6.0%)

※理由ア：法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ：特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ：高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ：その他公募によることが不相当であると認められるもの

③ 委員氏名等の公表

	H29	H30	R1	R2	R3
公表している	77 (87.5%)	73 (85.9%)	72 (91.1%)	61 (89.7%)	63 (94.0%)
公表していない	11 (12.5%)	12 (14.1%)	7 (8.9%)	7 (10.3%)	4 (6.0%)

④ 会議の公開

		H29	H30	R1	R2	R3
原則公開している		58 (65.9%)	57 (67.1%)	53 (67.1%)	43 (63.2%)	44 (65.7%)
公開していない	1号理由	3 (3.4%)	3 (3.5%)	1 (1.3%)	2 (2.9%)	2 (3.0%)
	2号理由	16 (18.2%)	15 (17.6%)	14 (17.7%)	12 (17.6%)	12 (17.9%)
	3号理由	11 (12.5%)	10 (11.8%)	11 (13.9%)	11 (16.2%)	9 (13.4%)

※1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議の公開により、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 会議の開催情報の事前公表

	H29	H30	R1	R2	R3
公表している	76 (86.4%)	71 (83.5%)	70 (88.6%)	58 (85.3%)	57 (85.1%)
公表していない	12 (13.6%)	14 (16.5%)	9 (11.4%)	10 (14.7%)	10 (14.9%)

⑥ 会議録等の公表

	H29	H30	R1	R2	R3
ホームページで 公表	48 (54.5%)	50 (58.8%)	53 (67.1%)	43 (63.2%)	45 (67.2%)
所管課等への 備え付けのみ	19 (21.6%)	16 (18.8%)	11 (13.9%)	10 (14.7%)	10 (14.9%)
公表していない	21 (23.9%)	19 (22.4%)	15 (19.0%)	15 (22.1%)	12 (17.9%)

(4) 今後の課題

他自治体の制度状況と比べて、本市における委員の選任基準、会議開催の規定等について大きな問題はないと思われるが、以下の課題があると考えられる。

①委員構成について

- ・公募委員として参画を希望する人の割合が低いことや、公募委員の募集をしていることを知らない人の割合が高いことから、効果的な広報手法について検討する必要がある。
- ・委員の年齢構成について、委員として一定の知見や経験が求められる場合や、選出母体の年齢構成も関係してくることから、バランスの取れた年齢構成に早急にシフトするのは困難であるが、例えば市民枠については、公募時に若い世代への働きかけを意識的に行うなど、市民参加の裾野を広げる工夫が必要である。

②市政運営の公正性・透明性の確保について

- ・現在は、事前に開催情報、会議開催後に会議録の概要をそれぞれ公表することが原則となっているが、会議資料を併せて公表することで、市民が会議内容について理解を深めることが可能となる。
- ・ホームページにおける会議開催予定の事前公表について、各附属機関のページで公表（おおむね1週間前まで）されているため、市民にとって分かりにくい。

③職員に対する啓発

- ・附属機関等にかかる取組状況について、平成29年度以降の数字に大きな改善が見られない項目があることから、職員に公募委員導入及び会議公開等の目的や効果が十分に浸透していない可能性が考えられる。

3 政策提案手続・政策公募手続（第8・9条関係）

（1）制度概要

①政策提案手続

- ・市民が、以下のア～ウに掲げる事項（対象事項）について、市民10人以上の連署をもって、市の機関に対して、案を添えて、政策の立案、実施等を提案することができる制度。

<対象事項> ※パブリックコメントの対象事項の一部

- ア 市の憲章、宣言等の策定・変更
- イ 市政の基本的な計画等の策定・変更
- ウ 市政の基本的な方針を定める条例の策定・改廃

- ・提案代表者からの求めがあるときは、提案者と市の機関が意見を交換する場を設けることができる。意見交換は評価委員会の立会いの下で行わなければならない。
- ・市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行う。

②政策公募手続

- ・市の機関が政策の立案、実施等について、市民等から提案を募集することができる制度。

（2）過去の実績

①政策提案手続

平成 23 年 度	政策の名称	認知症支援対策の充実
	内容	市の認知症施策として全体を把握しマネジメントする機能がないため、地域、介護現場、医療現場で認知症の人、家族も社会参加し、市民自らが課題解決のための意識を持ち、認知症ネットワーク活動を広げながら認知症ケアの質アップを目指す。
	結果	採択
	対応方針	「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」の「基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに」の施策の展開内容に記載し、提案された概要及び目的に基づいて実施できるよう検討する。
平成 28 年 度	政策の名称	西宮市立西宮養護学校の建て替えにかかわる市民の政策提案
	内容	西宮市立西宮養護学校の建て替えに伴い何点か問題点が見受けられるため、改善案を作成し、問題点の解消を目指す。
	結果	不採択（理由：政策提案手続の対象事項に該当しないため）

②政策公募手続

実績なし

(3) 他自治体との比較

自治体	兵庫県	兵庫県	兵庫県	北海道	北海道
	西宮市	明石市	三田市	北広島市	苫小牧市
政策提案制度	有	有	有	有	有
連署	10人以上	20人以上	10人以上	10人以上	10人以上
対象事項	定め有り	定め有り	定め無し	定め有り	定め無し
提案実績	計2件 H23・H28	計1件 H26	計4件 H27～H28	計1件 H29	計12件 H21～H27
政策公募制度	有	有	無	無	有
募集実績	0件	0件	—	—	0件

自治体	埼玉県	神奈川県	神奈川県	愛知県
	久喜市	茅ヶ崎市	座間市	岩倉市
政策提案制度	有	有	有	有
連署	5人以上	5人以上	10人以上	10人以上
対象事項	定め有り	定め無し	定め有り	定め無し
提案実績	0件	計15件 H26～R1	0件	計4件 H28・H29・R1・R2
政策公募制度	有	無	有	有
募集実績	0件	—	0件	0件

(4) 今後の課題

- ・調査の結果、全国的に見ても制度を導入している自治体が少なく、また、政策公募制度については制度を導入しているいずれの自治体においても募集実績がなかった。また、制度を導入している自治体において、ホームページ掲載以外の効果的な広報周知や提案件数の増加に向けて特筆すべき取組を行っている事例はなく、制度面や運用面での見直しを予定している自治体は見受けられなかった。
- ・「(仮称)市民参画条例策定委員会」の条例制定に向けた提言書(H19.11)において、「(連署が)あまりにも少ない人数だと、乱発され、煩雑な手続になり、市政運営に支障を生じる恐れがあります。また個人的な利益のために濫用される恐れもあります。」と触れられていることから、条件の緩和については慎重に判断する必要がある。
- ・市民、市職員ともに制度の周知が十分に図られてこなかったことから、まずは制度のPRを行う必要がある。

4 全庁的な協働の取組について（第14条関係）

（1）市の機関による協働の取組状況（第1項関係）

①団体別内訳（協働の相手方）

年度	地域 団体	NPO 等団体	非営利 団体	協議会 連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他	合計
R3	30	27	13	15	5	4	3	30	127
R2	37	24	8	15	6	4	3	32	129
R1	42	34	10	21	8	10	4	47	176

②協働形態別の内訳

年度	補助・ 助成等	共催	実行委員会	委託	その他	合計
R3	18	23	3	43	19	106
R2	16	22	5	38	19	100
R1	20	40	5	53	28	146

（2）協働の取組状況アンケート結果

※令和3年度に協働事業に取り組んだ課を対象に実施（事業ごとの回答）

質問項目	選択肢	計	割合
問1 当初に掲げた事業目的を達成することはできましたか？	①事業目的を十分に達成できた	45	41.7%
	②事業目的をある程度達成できた	49	45.4%
	③事業目的をやや達成できなかった	9	8.3%
	④事業目的を達成できなかった	5	4.6%
問2 協働による効果は得られましたか？	①協働したことで十分な効果が得られた	46	43.8%
	②協働したことである程度の効果が得られた	54	51.4%
	③協働したことによる効果は少なかった	1	1.0%
	④協働したことによる効果はほとんどなかった	4	3.8%
問3 協働事業を効果的に実施するためにどのような工夫を行っていますか？	①協働相手と課題や目的の共有を図っている	82	75.9%
	②協働相手と綿密に連絡調整を行っている	87	80.6%
	③協働相手との信頼関係の構築に努めている	92	85.2%
	④お互いの強みが生かせる役割分担を行っている	43	39.8%
	⑤研修等により職員や協働相手のスキルアップを図っている	12	11.1%
	⑥定期的に制度（事業）内容の改善・見直しを行っている	37	34.3%
	⑦その他	0	0.0%
	⑧特になし	6	5.6%

問4 協働して良かったことは何ですか？	①協働することで事業目的を達成することができた	72	66.7%
	②協働することで効果的な事業実施につながった	81	75.0%
	③協働相手の意識向上やスキルアップにつながった	27	25.0%
	④職員の意識向上やスキルアップにつながった	12	11.1%
	⑤その他	5	4.6%
	⑥特になし	5	4.6%
問5 協働して課題に感じたことは何ですか？	①市単独で実施するよりも時間や労力が増えた	7	6.5%
	②目的や意識にズレがあった	11	10.2%
	③コミュニケーションが十分にとれなかった	2	1.9%
	④多くの役割を市が担っており、相手方の関わりが限定的であった	8	7.4%
	⑤多くの役割を相手方が担っており、市の関わりが限定的であった	9	8.3%
	⑥その他（広報力の不足、人員体制に不安、地域によって意識差があるなど）	12	11.1%
	⑦特になし	66	61.1%
問6 協働事業の実施における市の役割として、当てはまるものを選んでください。	①企画	55	50.9%
	②広報	79	73.1%
	③場所の確保	71	65.7%
	④費用負担	84	77.8%
	⑤申込等の受付	43	39.8%
	⑥問合せ対応	60	55.6%
	⑦他団体との調整・交渉	35	32.4%
	⑧（イベント等における）当日の運営	36	33.3%
	⑨その他（会場との打合せ）	2	1.9%
問7 協働事業の実施における協働相手の役割として、当てはまるものを選んでください。	①企画	72	66.7%
	②広報	50	46.3%
	③場所の確保	32	29.6%
	④費用負担	26	24.1%
	⑤申込等の受付	42	38.9%
	⑥問合せ対応	43	39.8%
	⑦他団体との調整・交渉	40	37.0%
	⑧（イベント等における）当日の運営	78	72.2%
	⑨その他（会場の設置、各団体の取りまとめ、調査結果の報告など）	8	7.4%

(3) 協働を円滑に進めるための必要な措置について（第2項関係）

- ① 参画と協働のまちづくり講演会（市民対象）
- ② 参画協働研修（市職員対象）
- ③ 参画協働研修（市の新入職員対象）

(4) まとめ

- ・令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前と比較して多くの事業が中止となっている。中止期間が長引くことで、協働の相手方との関係性やノウハウが失われることがないように留意が必要である。
- ・協働の相手方について、市内には多くの大学や企業があるにも関わらず、学校、企業との協働が少ない。
- ・アンケート結果によると、おおむね事業目的が達成され、協働による効果が得られているとの回答が多かった。また、効果的な協働に必要な不可欠である目的の共有や綿密な連絡調整、信頼関係の構築にも留意していることが読み取れる。市の協働の役割としては、費用負担、広報、場所の確保が多く、協働の相手方の役割では、当日の運営と企画が多かった。協働して課題に感じたことについて、全体の61.1%が「特になし」と回答しているが、工夫の面において、「お互いの強みが生かせる役割分担を行っている」が39.8%、「定期的に制度（事業）内容の改善・見直しを行っている」が34.3%といずれも半数に満たない結果となっている。協働の相手方と定期的に事業内容や役割分担について議論を行い、必要に応じて見直しを行うという姿勢が求められる。
- ・協働を円滑に進めるための必要な措置として、市民向けの講演会等と市職員向けの研修を毎年実施し、参画と協働に対する意識の醸成に取り組んできた。市職員研修については、これまでのような参画と協働の基礎的な知識を身につけるための研修に加えて、市民活動や地域活動等に関わる職員向けに、具体的な手法（市民と上手に協働するためのポイントなど）を学ぶ研修や、ファシリテーション等の実務的なスキルの習得を目的にした研修の開催についても検討が必要である。

5 協働事業提案手続（未来づくりパートナー事業）（第15条関係）

（1）制度概要

市内に事務所又は活動場所を有する非営利活動団体（NPO等団体、地域活動団体など）からの提案に基づき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施する、又は、市が資金的なサポートを行う制度。

①募集区分

団体と市が協働して事業を実施する「自由提案型」（H21～）と「テーマ設定型」（H23～）、市が団体の活動を資金面からサポートする「地域力向上型」（H30～）と「コロナ課題解決型」（R4～）の4区分。

②助成金

提案事業の実施に直接要する経費について、30万円（地域力向上型は10万円）を上限に、対象経費の80%（テーマ設定型は50～100%）を市が助成する。助成期間は最長で3年。

（2）過去5年間の実施状況

年度	募集区分	募集	応募	採択	実施	助成金額
R4	自由提案型	非公募	1	1	1	未定
	地域力向上型	5	5	4	4	
	コロナ課題解決型	10	7	6	6	
	計	15	13	11	11	
R3	自由提案型	非公募	2	2	2	521,000円
	テーマ設定型	1	1	1	1	217,000円
	地域力向上型	5	3	3	3	236,000円
	計	6	6	6	6	974,000円
R2	自由提案型	4	5	3	1	300,000円
	テーマ設定型		2	1	1	192,000円
	地域力向上型	5	4	4	3	288,000円
	計	9	11	8	5	780,000円
R1	自由提案型	4	4	3	3	572,000円
	テーマ設定型		0	0	0	0円
	地域力向上型	5	5	4	4	283,000円
	計	9	9	7	7	855,000円
H30	自由提案型	4	3	2	2	182,000円
	テーマ設定型		1	0	0	0円
	地域力向上型	5	2	2	2	200,000円
	計	9	6	4	4	382,000円

(3) 課題等

- ・過去5年間で応募件数が募集件数を上回ったのは、令和2年度の自由提案型・テーマ設定型のみであり、地域力向上型については、平成30年度に新設して以来、応募件数が募集件数を上回ったことがない。
- ・「自由提案型」については、事業を提案する団体側と提案を受ける市側で課題に対する認識や目的のズレがあり、マッチングが成立しづらい、または、市の積極的な関わりが得られにくいという課題がある。
- ・市が市民との協働により課題解決を図りたいテーマに沿った事業を募集する「テーマ設定型」について、毎年庁内でテーマを募集しているが、テーマの応募数は少なく、令和4年度については0件であった。

(4) 調査等の結果

①団体向けアンケート調査結果概要（平成30年度以降に制度を活用した団体）

<自由提案型・テーマ設定型>

- ・市と協働事業を実施したことで、「事業に対する信頼性の向上」、「市の考えや仕組みの理解」、「効果的な事業実施」、「取組の周知」、「ノウハウの獲得」、「市との関係性の構築」につながったとの回答が多かった。
- ・制度内容について不満に感じたこととして、「書類作成の負担が大きい」、「団体構成員の人件費が助成対象外である」、「必要な経費を全額助成してもらえない」、「事業採択の決定時期が遅い」が選択されたのに対し、「市の協力体制が不十分」や「助成金額が少ない」を選択した団体は皆無であった。
- ・未来づくりパートナー事業で実施した事業について、5団体すべてが「現在も継続して実施している」との回答であったが、助成期間終了後は、「団体単独で事業を実施している」ケースが多かった。
- ・市からの支援で良かったものとして、半数以上の団体が「助成金の交付」、「広報」、「場所の確保」、「当日の運営協力」を選択。一方で、「企画」を選択したのは1団体のみ。
- ・適切な募集時期と決定時期について、半数以上の団体が「当年度の4月から事業を開始できるように、事業実施年度の前年度中に事業を募集し、遅くとも3月までに実施を決定してほしい」を選択した。

<地域力向上型>

- ・未来づくりパートナー事業の活用により、半数以上が「効果的な事業実施」、「取組の周知」、「事業に対する信頼性の向上」、「市との関係性の構築」につながったと回答。
- ・制度内容について、7団体中3団体が、「助成金額が少ないこと」、「事業採択の決定時期が遅いこと」、「書類作成の負担が大きいこと」を選択。2団体が、「市の協力体制が不十分であること」、「必要な経費を全額助成してもらえないこと」、「団体構成員の人件費が助成対象外であること」を選択した。
- ・未来づくりパートナー事業で実施した事業について、5団体が「現在も継続して実施」

しており、そのうち3団体は「単独で事業を継続」、2団体は引き続き未来づくりパートナー事業を活用している。また、2団体は人員不足や地域内での協力が得られないことを理由に、事業を継続していなかった。

- ・市からの支援で良かったものとして、全ての団体が「助成金の交付」を選択。地域力向上型は団体単独実施が基本であるが、市民協働推進課が「広報」協力や「当日の運営協力」、「企画」に対する助言等を行っているため、一部の団体がそれらを選択した。
- ・適切な募集時期と決定時期について、7団体中6団体が「事業実施年度の前年度に事業を募集し、実施の決定は当年度の4月以降になっても構わない」を選択し、自由提案型・テーマ設定型において半数以上の団体が選択した「当年度の4月から事業を開始できるように、事業実施年度の前年度中に事業を募集し、遅くとも3月までに実施を決定してほしい」を選択した団体は皆無であった。

②NPO等団体との意見交換結果

- ・採択されるかどうか分からないと計画が立てづらい。前年度の早期募集が望ましい。もしくは、3年間の実施があらかじめ保証されていれば、2年目以降は早期着手が可能。
- ・アイデアがあっても、それを文章化して申請するのはハードルが高い。アイデアを形にするお手伝いを市民交流センターで制度化していけばいいのではないか。
- ・日中に仕事をしている人にとって、平日の昼間に市職員と面談をするのはハードルが高い。夜間やメールなどでも対応できる制度設計が必要。

③他自治体における類似制度の有無及び実施状況

調査項目	回答		西宮市の取り扱い
制度の有無	有	27市	有
	無	33市	
募集時期	前年度	11市	前年度
	現年度	13市	
	その他（随時受付等）	3市	
実施事業数 （R3実績）	10件以上	3市	3件
	6～9件	3市	
	1～5件	11市	
	0件	10市	
助成上限額	50万円以上	16市	30万円台
	40万円台	2市	
	30万円台	3市	
	20万円台	6市	
	10万円台	3市	
	その他	6市	

助成割合	100%	12 市	自由提案型 : 80% テーマ設定型 : 50~100%
	90%	3 市	
	80%	7 市	
	70%	1 市	
	50%	2 市	
	その他	11 市	
団体構成員の 人件費	助成対象	9 市	助成対象外
	助成対象外	11 市	
参加費収入等の 取扱い	対象経費から差し引く	5 市	対象経費から差し引く
	自己負担部分に充当可	10 市	
	その他	3 市	

<結果概要>

- ・回答のあった自治体のうち、45%の自治体で類似制度を導入している。
- ・募集時期は、前年度と現年度がほぼ同数。前年度については、早い自治体で4月、遅い自治体で3月の募集となっている。現年度はおおむね年度当初（4月・5月）の募集であった。
- ・実施事業数10件以上は3自治体、6～9件は3自治体、1～5件は11自治体であり、10自治体では0件という結果であった。多くの自治体が提案件数の少なさを課題としていた。
- ・助成上限額を50万円としている自治体が最も多く、上限額が最も高い自治体では200万円を上限としていた。
- ・助成割合については、100%としている自治体が最も多く、次に多かったのが80%であった。
- ・団体構成員の人件費について、助成対象外としている自治体のほうが若干多かったが、助成対象としている自治体も見受けられた。
- ・参加費収入等の取扱いについて、当市では対象経費から差し引くこととしているが、多くの自治体では自己負担部分に充当可能としている。

(5) まとめ

想定される改善ポイントと留意点は以下のとおり。

No.	改善ポイント	留意点
1	対象経費の全額助成	100%助成は、団体の自立の阻害や必要性の低い経費の計上につながるものが懸念される。一方、参加費収入を自己負担部分（80%助成の場合の20%の部分）に充当できるように見直すことで、団体の費用負担軽減や団体の自立促進につながるものと考えられる。
2	人件費を対象経費とする	事業に直接従事するスタッフの人件費を補助対象経費に含めてほしいとの声は多く、市のルール上、対象経費にすることは可能。ただし、対象となる範囲や上限額の設定について検討が必要。
3	募集時期の早期化	募集時期の前倒し（例：前年度の11月から募集開始）を行い、前年度中に事業の採否を決定することで、年度当初からの事業開始や計画的な事業実施が可能になると考えられる。 ※募集区分によって募集時期を変えるのは事務処理上困難である。
4	書類作成の負担軽減	平成29年度にも提案書の項目を簡素化した経緯があり、審査面を考慮すると提出書類の更なる簡素化は困難と思われる。市民交流センターにおいて、書類作成に係る相談・支援を行うことは可能。
5	事前打合せや審査会出席に係る負担軽減	審査会でのプレゼンテーションを動画に代えることを可能にする（質疑は事前に文書で行う）、オンライン会議ツールや電話等で打合せを行うなど、提案団体の負担軽減について検討が必要。
6	テーマ設定型の活用促進	市職員アンケートでは、66%がテーマ設定型に興味があるとの回答であった。市が市民との協働を重視するテーマを複数明示することで、提案事業数の増加とマッチング率の向上が期待される。
7	地域力向上型の対象団体の拡大	現在は地域活動団体のみ応募可能としているが、過去に応募件数が募集数を上回ったことがないことや、NPO等団体に対して資金面でのサポートを行う募集区分がない（コロナ課題解決型を除く）ことから、対象団体の拡充について検討が必要である。 ※「(仮称)市民公益活動促進基金」を設けることで、寄附額によっては、募集枠の増加が可能となる。
8	条例との整合性 (地域力向上型) (コロナ課題解決型)	「地域力向上型」と「コロナ課題解決型」は、提案団体が実施する事業を市が資金面からサポートするものであり、協働の要素は薄い。むしろ「市民による自主的な活動の推進」という視点のほうが制度内容に合致していると考えられる。

6 市民による自主的な活動（市民公益活動）の支援について

新型コロナウイルスの感染拡大が市民生活や地域社会に変化や影響をもたらし、社会的孤立の深刻化や失業・休業による生活困窮など、様々な地域課題が発生又は顕在化した。これらの課題に行政だけで対応するのは困難であり、実際に公的サービスでは支援の手が行き届かない分野においては、様々な主体により自由な発想できめ細かな支援やサービスが提供されている。

他の自治体においては、このような市民による自主的かつ自発的な活動の支援・促進について、市民公益活動促進条例を制定もしくは自治基本条例又は協働条例に規定している例が多く見受けられるが、本市においてはいずれも行われていない。

一方、本市が令和元年10月に策定した「西宮市行政経営改革基本方針」では、「地域の課題解決に向けた市民等の自主的な活動を支援する」ことを取組方針の一つに掲げている。また、現行条例のベースとなった『「市民参画と協働の推進に関する条例」の制定に向けた提言』（平成19年11月）において、「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があり、「市民同士の協働」についても、「市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、さまざまな支援を行うことが望まれる」と述べられている。条例制定時には「市民と市の協働」のみを規定し、「市民同士の協働」は規定しなかったが、自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の「市民と市との協働」に加えて、「市民同士の協働」や「市民による自主的な活動の推進」の観点からの施策の展開・整理が必要であると考えられる。

(2) 調査等の結果

①他自治体の取組状況

取組内容	有	無	(参考) 西宮市の取組
市民活動支援に係る条例の制定(※)	37	23	無
助成金制度	48	12	未来づくりパートナー事業 「地域力向上型」「コロナ課題解決型」
寄附金制度	22	38	無
市民活動支援施設	53	7	市民交流センター(1箇所)を設置
専門家の設置	19	41	無
ボランティア紹介・マッチング	37	22	ボランティアセンター(社会福祉協議会)、市民交流センター、大学交流センターなど
広報支援	54	6	市政ニュースでの広報、施設でのチラシ配架 ※原則として名義後援を受けたもの

情報提供	5 6	4	市民交流センター（助成金、制度改正、講座開催などの情報を発信）
地域 SNS	4	5 6	無

※自治基本条例や参画協働条例に規定している場合を含む。

(3) まとめ

以下のとおり、市民公益活動の更なる支援・促進を図るための施策の展開・整理・情報発信が必要と考えられる。

区分	既設	新設(案)	具体的な支援施策
資金面での支援	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 未来づくりパートナー事業 地域力向上型、コロナ課題解決型
		○	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「(仮称)市民公益活動促進基金」 市民からの寄附（ふるさと納税など）や企業・団体からの寄附を募り、未来づくりパートナー事業を拡充するほか、市民公益活動を支援・促進するための財源とする。 ※基金の新設にあたり条例の制定（改正）が必要。
活動への参加促進	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア相談、ボランティアマッチング <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会ボランティアセンター（福祉関係） ・ 市民交流センター（NPO 等団体におけるボランティア） ・ 大学交流センター（学生ボランティア） ・ 国際交流協会（国際交流ボランティア）
活動場所の支援	○		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館・市民館・市民交流センター等の使用料の減免 ■ 空き家等利用情報提供事業（空き家・空き室情報バンク） 空き家の所有者と利用希望者の情報を市に登録し、マッチングを行う制度。公益的利用目的と居住目的（北部地域限定）がある。 ■ 空き家等地域活用支援事業補助金 空き家や住まいの空きスペースを地域コミュニティ活動等の公益的活動に活用する際、必要となる改修工事等の費用の一部を補助する制度。

広報支援	○		<p>■ 市政ニュースでの広報、施設等でのチラシ配架 名義後援を受けた事業等について、市の広報媒体による 広報や公共施設でのチラシ配架を行う。</p>
		○	<p>■ 地域SNSの導入 市の名義後援を受けなくても各団体が自由にイベント情 報等を発信できるツールを導入する。 例) 地域の広場アプリ「ピアッツァ」</p>
相談 情報提供	○		<p>■ 市民交流センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体運営、団体設立などの相談 ・ 情報提供（助成金、制度改正、講座等の開催情報など） ・ 団体運営や活動に役立つ講座の開催
		○	<p>■ 専門家（アドバイザー）の設置 まちづくりに関するアドバイザーを設置し、課題を抱える 地域・NPO等団体・市への助言を行う。 ※令和4年度に「生涯学習・地域づくりアドバイザー」 （1名）が産業文化局に設置された。</p>
支援施策の PR	○	○	<p>■ 市民公益活動の支援施策をまとめた冊子の作成・配布</p>

7 コミュニティ活動の推進について（第16条関係）

（1）コミュニティ活動への参加状況

①西宮市における自治会加入率の推移



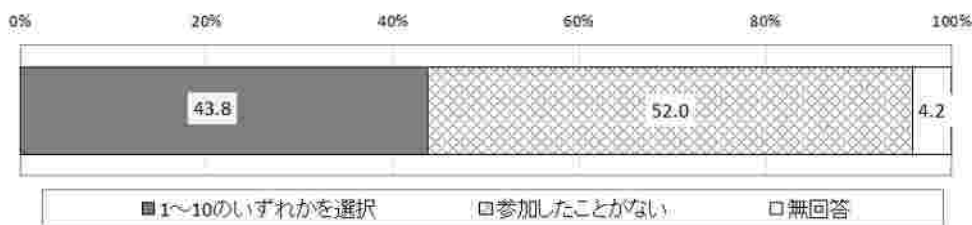
- ・阪神・淡路大震災直後（1996年）に87.5%まで上昇
- ・1998年の88.1%をピークに下降を続け、2006年に74.4%まで下降するも、東日本大震災（2011年）後に78.9%まで回復。
- ・その後は再び下降し、2021年時点で69.6%となっている。

②市民意識調査（令和2年9月）

問 30 あなたが、おおむね3年以内に参加したことがある地域活動又は市民活動で、以下の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

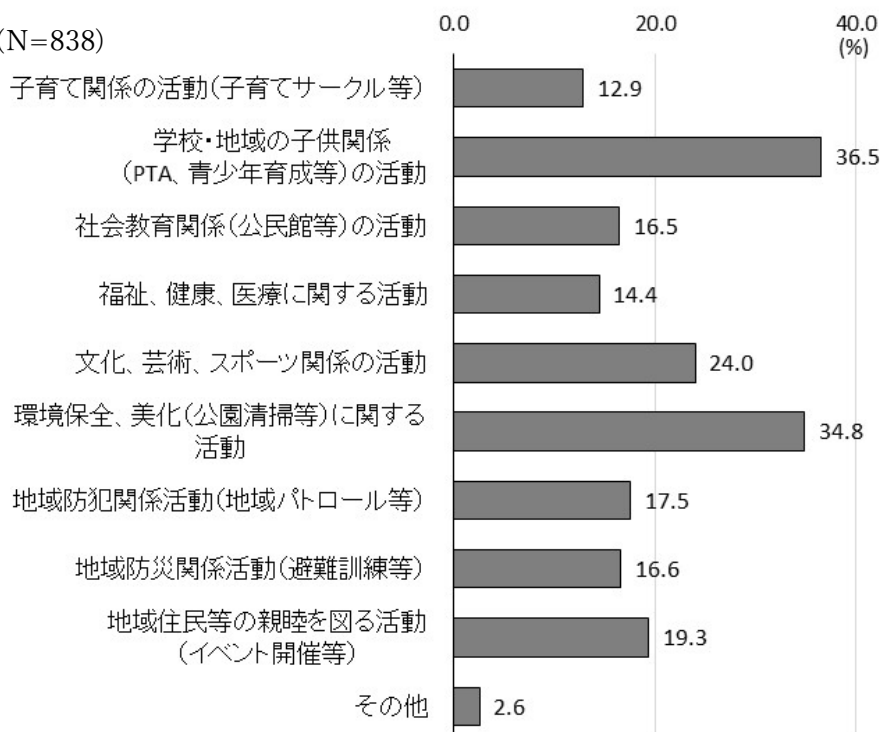
1. 子育て関係の活動（子育てサークル等）
2. 学校・地域の子供関係（PTA、青少年育成等）の活動
3. 社会教育関係（公民館等）の活動
4. 福祉、健康、医療に関する活動
5. 文化、芸術、スポーツ関係の活動
6. 環境保全、美化（公園清掃等）に関する活動
7. 地域防犯関係活動（地域パトロール等）
8. 地域防災関係活動（避難訓練等）
9. 地域住民等の親睦を図る活動（イベント開催等）
10. その他
11. 参加したことがない

(N=1,915)



<おおむね3年以内に参加した地域活動又は市民活動（複数回答可）>

(N=838)

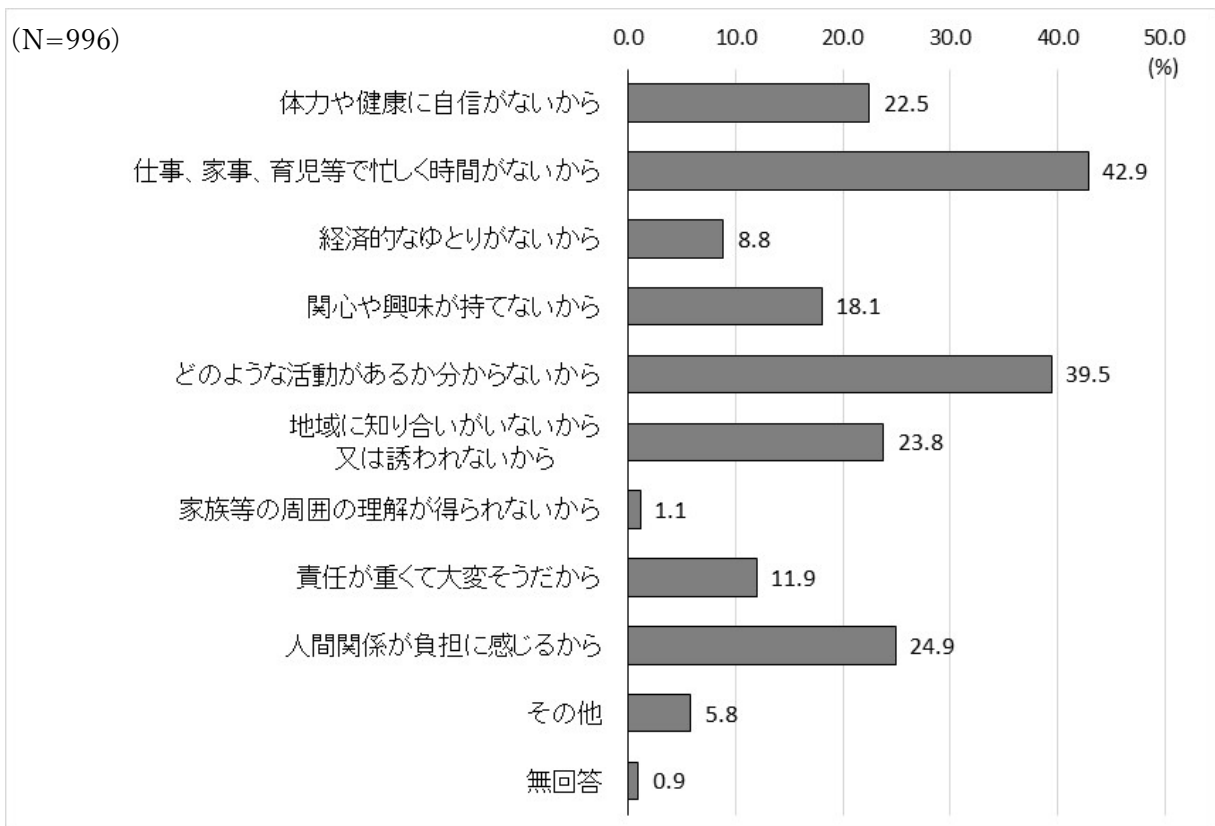


問 31 問 30 で「参加したことがない」を選択した方にお聞きします。

あなたが地域活動等に参加しなかった理由について、

以下の中からあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 体力や健康に自信がないから
2. 仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから
3. 経済的なゆとりがないから
4. 関心や興味が持てないから
5. どのような活動があるか分からないから
6. 地域に知り合いがいないから又は誘われないから
7. 家族等の周囲の理解が得られないから
8. 責任が重くて大変そうだから
9. 人間関係が負担に感じるから
10. その他



(2) コミュニティ活動に対する市の支援

①自治会向けの支援

- ・自治会ガイドブック 設立編・加入促進編の作成及び配布（希望のあった自治会）
- ・自治会加入促進チラシの作成及び配布（転入手続時、希望のあった自治会）
- ・開発事業者に対する自治会等加入促進の協力依頼（チラシの作成及び配布）
- ・西宮市自治会等公益活動補償制度
（自治会等の公益的な活動中の傷害事故や賠償責任を補償する制度）

②相談対応

- ・自治会等の運営等に関する相談（各地域団体の関係課）
- ・NPO等団体及び地域団体等の運営、設立に関する相談（市民交流センター）

③講座・研修会等の開催

- ・各地域団体における研修会や講演会等の開催
- ・NPO等団体及び地域団体等の活動推進を目的とした講座の開催（市民交流センター）

④コミュニティ活動に対する助成

- ・各地域団体に対する助成制度（事業費補助・運営補助）
- ・未来づくりパートナー事業（対象：市民活動団体、地域団体）
（団体が企画・提案した事業を市が協働して実施又は助成金を交付）

⑤コミュニティ活動拠点施設の維持管理・整備

- ・公民館（24館）、市民館（22館）、市民交流センター（1館）など、コミュニティ活動の拠点となる施設の維持管理及び整備
- ・西宮市地域コミュニティ集会施設整備助成制度
（地域団体が会議や集会用の施設を新築、増改築、購入した場合の助成制度）

⑥その他

- ・市民活動等支援制度一覧の作成及び配布

(3) コミュニティ活動の課題

- ・自治会加入率の低下（地域代表性の低下）
- ・担い手不足（勤務者や共働き世帯の増加による活動参加の減少、関心の低下）
- ・役員の高齢化（後継者の不足による役員の固定化）
- ・活動に係る負担感の増加
- ・団体間の連携不足（地域団体同士、地域とNPOなど）

(4) まとめ

- 自治会加入率は年々低下しており、この10年間で加入率が約10%低下している。
各団体での担い手不足や役員等の高齢化も年々深刻さを増しており、そのことが活動に係る負担感の更なる増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人の減少により、様々な弊害が生じている。
- 市民意識調査の結果から、活動への自発的な参加はそれほど多くないと考えられる。
一方、活動に参加しない理由として「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」(42.9%)の次に多かったのが、「どのような活動があるか分からないから」(39.5%)であり、ICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、「多様な関わり方」や「関わりやすさ」に対するアプローチを通じた、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討が必要である。
- 各地域団体やNPO等団体に対して、市の関係課による支援がそれぞれ行われているが、関係課間の連携は十分ではなく、効果的な支援が行われているとは言い難い。また、市から自治会等への依頼事項が多く、そのことが活動に係る負担につながっていると考えられることから、令和3年度に「地域団体関係課連絡会議」を庁内に設置し、地域に関する情報の共有や負担軽減について検討を行うこととしている。

8 住民投票（第13条関係）

（1）制度概要

- ・地方公共団体が一定の事項についてその地域の住民に投票で意思を問う手法。
- ・第13条には、市長が市民の意思を直接問う必要があると認めるときに、住民投票を実施することができる定められている。要件が満たされれば自動的に実施する、いわゆる「常設型」ではなく、案件ごとに住民投票条例案を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」としている。

※市民は、地方自治法にもとづく直接請求権（有権者の1/50以上の連署）により、住民投票条例の制定を市長に請求することができる。この場合、住民投票の実施には市議会の承認が必要。

（2）過去の実施状況

実績なし

（3）個別設置型と常設型について

	概要	発議権（請求権）	投票権（投票資格）
個別設置型	必要が生じたつど議会の議決に基づいて条例を制定し実施	普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者	個別の住民投票条例ごとに設定
常設型	対象事項や投票資格者など、投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設けておき、それに基づいて実施	住民投票条例（常設）で設定	住民投票条例（常設）で設定

（4）まとめ

- ・本市において、過去に住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併を除き、住民投票が実施された事例は少ない。
- ・「常設型」では議会による可決は必要としないものの、住民投票を実施するために必要な署名数は地方自治法にもとづく直接請求より厳しい割合が設定されていることが一般的である。また、「常設型」は、首長、議会の意見が反映されないことから、制度の濫用を招くリスクを抱える。
- ・「個別設置型」は、住民投票の実施に至るまで時間は要するものの、必要とする署名数は比較的低くなり、資格要件についても、住民投票条例の制定請求がされた時点の社会情勢によって柔軟に設定できるというメリットがある。

9 市長が講ずべき措置（第17条関係）

（1）参画協働の取組予定及び取組状況の公表

区分		公表資料	公表方法
取組予定	参画	参画の取組予定一覧	市ホームページでの公表
	協働	なし	—
取組状況	参画	参画と協働のまちづくり取組状況報告書	市ホームページでの公表 窓口等での配架
	協働		

（2）課題

- ・参画の取組予定及び参画協働の取組状況を庁内でとりまとめているが、市ホームページで公表しているのみであり、市民に対して十分に周知できているとは言い難い。
- ・協働の取組予定については、とりまとめ及び公表を行っていない。

（3）まとめ

- ・参画協働の取組予定及び実施状況の効果的な公表方法について検討が必要である。

10 検証（第18条関係）

（1）概要

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会を通じて、毎年、条例に基づく取組の検証を行うこととしている。

	取組名	評価	評価基準	評価委員会での検証方法
参画	意見提出手続	個別評価	有	前年度に意見提出手続が実施された案件（10件前後）から評価対象3件を選定し、公表資料等をもとに評価を行う。
	説明会等			
	政策提案・公募手続	未評価	無	（H24以降の取組実績なし）
	附属機関等	全体意見	無	附属機関全体の条例の遵守状況を踏まえ、改善に向けた提言を行う。
協働	各課実施の協働事業	※ ¹	無	（H29以降は検証を実施せず）
	協働事業提案手続	個別評価	有	前年度に提案・実施された未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型）の報告書や自己評価書等をもとに評価を行う。
	住民投票	未評価	無	（過去に取組実績なし）

※¹ 平成24～28年度にかけて、共催・実行委員会形式の協働事業の個別評価（毎年5～8事業、全30事業）を実施。

（2）個別評価案件の検証方法

ア 意見提出手続・説明会等

- ①前年度の意見提出手続実施案件（3件）について、評価委員が公表資料等を確認し、「参画の取組にかかる評価基準」に照らして評価項目（市民の参画機会の確保・広報、パブリックコメントの公表資料、実施結果）ごとに5段階評価を行う。
- ②委員会当日、評価委員が評価点をもとに意見交換を行い、各案件の総合評価を決定する。委員会には、意見提出手続実施課の担当者も出席し、委員からの意見を今後の参考にする。
- ③評価結果は、「参画と協働の取組状況評価報告書」や「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」により公表する。必要に応じて、「意見提出手続運用マニュアル」に委員の意見等を反映する。

イ 協働事業提案手続

- ①前年度に提案・実施された未来づくりパートナー事業（自由提案型・テーマ設定型）の報告書や自己評価書（提案団体・協働課の双方が作成）を確認し、「協働の取組にかかる評価基準」に照らして評価項目（事業内容、協働、事業の成果、作成書類）ごとに5段階評価を行う。
- ②委員会当日、評価委員が評価点をもとに意見交換を行い、各案件の総合評価を決定する。委員会には、未来づくりパートナー事業の提案団体も出席し、委員からの意見を今後の事業実施にあたっての参考にする。
- ③評価結果は、「参画と協働の取組状況評価報告書」や「参画と協働のまちづくり取組状況報告書」により公表する。

(3) 課題

- ・「ア 意見提出手続・説明会等」について、平成28年度までは前年度に実施された意見提出手続実施案件の全てを評価していたが、平成29年度から評価委員会が選定した評価対象（おおむね3件）のみを評価する方式に変更した。これまでは意見提出件数が比較的多い案件が結果的に評価対象として選定されることが多かったが、意見提出件数の少ない案件についても評価を行い、提出意見が少ない原因等を分析する必要がある。
- ・「イ 協働事業提案手続」について、現在評価対象としているのは、未来づくりパートナー事業の「自由提案型」と「テーマ設定型」であり、地域団体が地域課題の解決や地域力の向上につながる事業を企画・提案・実施し、市が資金的なサポートを行う「地域力向上型」については評価の対象としていない。
※現在は、市と協働して実施する事業のみを評価対象としている。
- ・評価委員会における議論や意見の効果的な共有方法（庁内・団体など）について検討が必要である。

(4) まとめ

- ・意見提出手続の評価対象の選定にあたり、意見提出件数が多かった案件と少なかった案件をバランスよく選定し評価を行う必要がある。
- ・未来づくりパートナー事業の「地域力向上型」や令和4年度新設の「コロナ課題解決型」の検証方法について検討を行う必要がある。
- ・その他、条例にもとづく各取組の効果的な検証方法について、評価委員会においてあらためて検討の機会を設ける必要がある。